

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	良質な住まいづくりの支援	施策No	25	部課名	都市整備部建築課・住宅課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	住宅・住環境
目的	建築物の耐震化が進むとともに、マンションを含むすべての住宅が適切に維持管理されることにより、良質な居住環境が確保され、区民の安全で快適な暮らしが確保されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	住宅・建築物耐震改修等への支援	継続	住宅・建築物耐震改修等への助成	耐震診断・耐震改修を実施する建築物の所有者に助成を実施し、耐震性の向上を進めた。 木造建築物耐震診断 49件 木造建築物耐震補強工事 35件 マンション等耐震診断 3件 マンション等補強設計 3件 マンション等耐震補強工事 1件 業務商業建築物等耐震診断 9件 特定沿道建築物耐震診断 4件 特定沿道建築物補強設計 0件 特定沿道建築物耐震補強工事 6件 特定沿道建築物除却 7件 特定沿道建築物建替え 6件 (木造建築物簡易耐震診断 70件)
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	中央区耐震促進協議会の運営		過去5年間で行った住宅等建築物の耐震性総点検で指摘した建築物で未改修のものに対し、簡易耐震診断を実施するなど改修に向けた働きかけを行った。また、耐震フェアおよび耐震相談会を開催し、206人の来場、8件の相談があった。さらに地域防災フェアおよび産業文化展で建築物の耐震化について啓発を行った。	
	分譲マンションの改修・建替えおよび良質な住宅形成に向けた支援		分譲マンションの管理組合に対し、共用部分改修工事(受付10件)、計画修繕調査(受付21件)等の費用を助成した。住宅改修資金融資あっせんは実績はなかった。	
	適正なマンション管理の支援		分譲マンションの管理組合に対し、マンション管理士の派遣(22件)、管理相談(13件)、管理セミナー開催(3回)、情報誌の発行(3回)、分譲マンション管理組合交流会への支援等を実施し、マンションの維持管理に関する啓発を行った。	
	地域コミュニティ形成、環境・地域特性等に配慮した住宅・住環境整備の促進		住宅の建設に際し、まちづくり基本条例、マンションの適正な管理の推進に関する条例等に基づき、環境や地域特性等に配慮するとともに、集会室、広場等居住者間や地域とのコミュニティ形成につながる施設の整備等を誘導した。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	耐震化率	区内の全住宅の住戸のうち耐震化された住戸の割合	88.7% (住宅戸数)	92.8% (住宅戸数)	—	—	90.0% (住宅戸数)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	耐震改修促進計画改定のため耐震化率を調査した結果、平成26年度末の住宅の耐震化率は92.8%と計画最終年度を前に目標値を達成したため、同計画の計画最終年度(平成32年度)に目標値を95%と定め、さらなる耐震化を図っている。また、耐震補強等助成件数は、平成27年度の188件から123件となり、特定沿道建築物の耐震補強工事等を除き全体的に減少しているが、耐震補強工事や建替え助成実績はあるため、老朽化した建築物の更新と合わせ耐震化率は徐々に上昇している。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○東日本大震災後の平成24年度をピークに木造建築物の耐震補強工事をはじめ耐震補強等助成件数は減少しているが、平成28年度も耐震補強工事や建替え実績はあり、耐震化率は向上している。 ○特定沿道建築物の耐震補強工事や建替え助成については、平成27年度末までであった助成期間を平成30年度末まで延長した。助成実績については、昨年度と同程度であった。 ○特定沿道建築物以外では本区で初となる分譲マンションの耐震補強工事の助成実績が1件あった。 ○木造住宅について耐震診断から補強工事へとつながるケースが多いが、半数は部分的な補強である簡易補強工事にとどまっている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務化されたホテル、百貨店等の要緊急安全確認大規模建築物については、全て耐震診断が完了し、耐震補強工事も1棟を残し完了している。
施策の目的達成に向けての課題		○東日本大震災から6年経ち、耐震化への意識が徐々に低下しているため、意識啓発を図る必要がある。 ○特定沿道建築物は、残り5棟となった未診断建築物の診断完了を目指すとともに、耐震補強工事や建替えへと誘導する必要がある。 ○分譲マンションについては、区分所有者間での合意形成が困難なことや費用負担が大きいことから、耐震化が進んでいないため、耐震化推進に向けたさらなる取組が必要である。 ○平成28年度に実施したマンション実態調査により高経年マンションの増加の状況や管理組合が抱える課題が把握できたことから、管理組合への支援内容をより充実させる必要がある。 ○木造住宅については、所有者が耐震化の必要性は認識しているものの費用負担の面等から簡易補強工事にとどまるケースが多いため、耐震補強工事实施に向けた取組が必要である。 ○耐震促進協議会による住宅等の耐震性総点検で指摘した建築物の所有者に対し、改修状況を照会しているが回答率が低く、すべての改修状況は把握できていない。

4 今後の方向性

○区民のニーズに沿った相談を受けられるよう平成29年度から開始する耐震アドバイザー派遣制度の周知を図り、区内建築物の耐震化を推進する。 ○特定沿道建築物については、引き続き耐震化の促進のため、東京都と連携しながら所有者に対し耐震化の働きかけを行う。 ○平成28年度に実施したマンション実態調査で把握した、築年数等の基本情報のほか、管理組合、地域コミュニティ、建物の維持管理や耐震化の状況を活用し、耐震化が必要なマンションに対し、平成29年度から拡充する段階的改修に対する助成制度等の周知を図る。 ○平成28年度に実施したマンション実態調査結果を活用し、高経年マンションに有効な情報提供や大規模改修等を想定するアドバイザー派遣制度の利用費助成の活用促進等、分譲マンション管理組合に対する支援策の充実に向けた検討を行う。 ○木造住宅については、簡易補強工事を実施した所有者に対し耐震補強工事へ誘導する定期的な働きかけを行うとともに、耐震促進協議会による耐震フェア等さまざまな取組を通して耐震補強の必要性について引き続き啓発していく。 ○住宅等の耐震総点検で指摘をし、未改修の木造建築物については、耐震促進協議会による簡易耐震診断を実施する。さらに、非木造建築物を含め、耐震アドバイザー派遣の案内をするなど必要な働きかけを行う。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	誰もが安心して暮らせる住まいづくりの促進	施策No	26	部課名	都市整備部住宅課
関連部課名	—			基本計画 (施策分)	住宅・住環境
目的	区民住宅への入居の機会が公平に提供されているとともに、高齢者等のニーズに応じて安全・安心が確保された住宅が普及し、誰もが生涯にわたって安心して快適に住み続けられる環境が確保されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進	継続	・高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進 123戸 ・家賃減額費の助成	○勝どき五丁目地区市街地再開発事業において、サービス付き高齢者向け住宅が平成29年3月に開設された。 ○高齢者向け優良賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅を含む)にて家賃減額費の助成を93戸行った。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	区民住宅管理の適正化		区民住宅35住宅(1,286戸)について、空き家が発生した際に、入居者の募集を早期に行うなど適切な運営を行った。また、修繕計画に基づき経年劣化した衛生設備の改修工事を行うなど、建物の長寿命化を図った。(区立住宅 718戸(高齢者住宅生活協力員用3戸含む)、借上住宅 438戸、区営住宅 130戸)	
	ライフステージに応じた住まいの確保、住まいに関する情報の発信		民間事業者に対し高齢者が安心して住み続けることができるよう助成制度の活用により高齢者向け優良賃貸住宅等の整備の働きかけや施設案内を行うとともに、マンションの適正な管理の推進に関する条例等に基づきコミュニティ形成に必要な施設等の整備を誘導した。また、借上住宅の空家を保育士宿舎として活用することにより社宅利用を図っている。	
	高齢者等の住み替え支援		住み替えが困難な高齢者や一般世帯を対象に「住宅住み替え相談」を行った。(月3回 相談件数34件)また、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会千代田・中央支部が行う休日無料不動産相談会を後援し、相談の機会を提供した。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数	高齢者向け優良賃貸住宅等(サービス付き高齢者向け住宅を含む)の供給戸数の累計	27戸	75戸	75戸	109戸	150戸
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【高齢者向け優良賃貸住宅等の供給戸数実績】 イオン88 14戸 平成17年 8月 供給開始 パークビュー浜町 13戸 平成23年 3月 供給開始 Y・S日本橋浜町 17戸 平成26年10月 供給開始 こもれび銀座一丁目 31戸 平成27年 3月 供給開始 ココファン勝どき 34戸 平成29年 3月 供給開始					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○高齢者向け優良賃貸住宅等については、民間事業者からの問い合わせや相談もあり、また、勝どき五丁目にはサービス付き高齢者向け住宅(ココファン勝どき)が新たに34戸整備されるなど、供給戸数は増加している。 ○公益財団法人東京都防災・まちづくりセンターの「あんしん居住制度」および一般社団法人高齢者住宅財団の「家賃債務保証制度」については、利用を希望する問い合わせはあるものの、平成28年度の実績はなかった。
施策の目的達成に向けての課題		○高齢者向け優良賃貸住宅等の新規整備については、民間事業者からの問い合わせや相談があるものの、近年の建築費等の高騰を受け、事業実施は困難な状況である。 ○安心して住み続けられる環境を確保するため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会千代田・中央支部と連携して、年1～2回実施している休日無料不動産相談会において、問い合わせや相談が多く寄せられていることから、協会と協議のうえ、相談の場を拡充する必要がある。 ○高齢化により、連帯保証人の不在等の状況が多くなっていることから、あんしん居住制度、家賃債務保証制度およびその制度利用助成について周知を図る必要がある。 ○区民住宅の一部の居住者による使用料等の滞納について引き続き対策を進める必要がある。 ○区民住宅の管理面においては、設備等の老朽化による不具合の発生に対し、迅速な対応が必要となっている。また、借上住宅は、間取りが広いことから家賃が高く、利用率が低迷している。そのため、立地や広さ等のメリットを広く周知する必要がある。

4 今後の方向性

○基本計画2013の平成29年度目標値の「150戸」については目標達成は厳しい状況であるが、今後も高齢者向け優良賃貸住宅等の建設(供給)促進に向けて区ホームページによる民間事業者募集を引き続き行っていくとともに、個人で土地を所有する方にも周知できる方法を工夫していく。また、市街地再開発事業の機会を捉えて高齢者向け優良賃貸住宅等を計画するよう協議・要望を行っていく。

○公益社団法人東京都宅地建物取引業協会が開催する相談会を拡充するため、区が主催する行事(イベント)等とのコラボレーションを検討していく。

○あんしん居住制度利用助成、家賃債務保証制度利用助成については、高齢者はもとより、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会を通じ、不動産業者への周知を引き続き行っていく。

○区民住宅の使用料の滞納対策については、使用料を期限までに納付しない入居者に対し、催告書の送付に合わせて自動音声による電話催告を導入する。また、長期間未払いが続いている滞納者については、法的措置を講じていく。さらに未納のまま退去した者に対しては現状調査を委託するなど滞納額の削減に取り組んでいく。

○区民住宅の管理については、経年劣化に伴う修繕等を計画的に行うとともに、夜間や休日の設備等の故障等に対し迅速に対応するため、引き続き指定管理者制度や民間委託等を検討する。借上住宅については、空き家情報をメリットを含め幅広く周知するため、住宅情報サイトへの掲載を新たに実施するとともに、社宅利用にかかるさらなる周知や申込資格の拡充について引き続き検討する。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	公園・児童遊園等の整備・充実	施策No	27	部課名	環境土木部水とみどりの課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	公園・緑地・水辺
目的	○子どもの遊び場や憩いの場が確保され、緑豊かで快適な都心居住環境が実現されている。 ○身近な場所にある公園・児童遊園が地域ニーズを取り入れた空間となり、多くの利用者が集っている。 ○災害などによるライフライン停止時にも、公衆便所を利用できる環境が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	公園・児童遊園の新設	継続	- 公園新設 1園 - 児童遊園新設 1園 - 児童遊園拡張 1園	湊公園を新設し、スーパー堤防斜面への植栽や隅田川テラスへのバリアフリースロープ等を整備した。また、勝どき五丁目親水公園を新設し、子供の遊び場や水辺沿い遊歩道を整備した。
	公園・児童遊園の改修	継続	- 公園改修 5園 - 児童遊園改修 3園	越前堀児童公園の改修では、徒渉池や造型遊具、ベンチ等を全面改修し、レクリエーションの場や地域の憩いの場の充実を図った。また、久松児童公園および左衛門橋南東児童遊園の改修では、遊具や植栽等を整備し、遊び場や緑の質の向上を図った。豊海運動公園の改修では、テニスコートを整備した。
	災害時対応型公衆便所の整備	新規	整備箇所 10カ所	越前堀児童公園内公衆便所および蛸殻町公園内公衆便所の改築により、ライフライン停止時にも利用できる災害時対応型公衆便所を整備した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	LED照明灯の導入		老朽化した公園灯の更新時や全面改修工事の際にLED照明を導入している。晴海第一公園他13カ所でポール式66基、フットライト5基、投光器6基、ソーラー照明1基を設置した。これにより、公園・児童遊園(89園)のうち、ポール式は30園・235基、フットライトは7園・63基、ソーラー照明は13園・15基、投光器は5園・29基設置となり、省エネと長寿命化を図ることができた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	区民1人当たりの公園面積	—	4.84㎡	4.56㎡	4.40㎡	4.24㎡	5.00㎡
	災害時対応型公衆便所の整備率	公衆便所総数に対する災害時対応型公衆便所の割合	36.0% (31カ所)	44.6% (37カ所)	47.0% (39カ所)	48.2% (40カ所)	49.4% (42カ所)
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	公園面積は、過去5年間で、613,805.38㎡(平成24年度)から614,213.53㎡(平成28年度)になり、408.15㎡増加した。					

※指標等にある「区民1人当たりの公園面積」および「公園面積」は、当該年度の4月1日現在の数値を記載。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○大規模開発の機会を捉え、湊公園および勝どき五丁目親水公園を新設し、区民等の憩いや遊びの場、緑の充実を図った。一方で、有馬幼稚園の増改築に伴い、蛸殻町公園については公園面積が減少した。 ○越前堀児童公園や久松児童公園、左衛門橋南東児童遊園の改修では、地域住民の要望を可能な限り反映し、安全で快適な広場や遊び場等の充実を図った。 ○災害時対応型公衆便所(ハイブリッド型)を2カ所(越前堀児童公園内、蛸殻町公園内)整備し、83カ所中40カ所(地下ピット容量約1,043㎡、延べ約50万人分)まで整備が進んだ。また、平成25年度よりハイブリッド型便器を導入し、災害時においてもより利用しやすい施設整備を進めることができた。さらに、平成28年度に改築した公衆便所周辺の町会に、災害時におけるハイブリッド型便器の使用方を説明し周知を図った。 ○公衆便所に周辺の公衆便所(災害時対応型を含む)を表示する案内図を掲示し、災害時にも利用しやすい環境整備を行った。また、気分が悪くなった等の緊急性を要する際に、外部に知らせることができる非常ボタンを7カ所のだれでもトイレに設置し、これにより全てのだれでもトイレで設置が完了した。さらに、多くの外国人観光客の利用が見込まれる銀座・築地・日本橋地区の一部の公衆便所に、和式および洋式便器の利用方法をイラストと多言語(日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語)で表記した看板を設置した。
施策の目的達成に向けての課題		○人口増加に伴い区民一人当たりの公園面積が減少している中、憩いや遊び、運動の場の充実を図るため、地域住民の要望を反映した公園等の新設や改修を行う必要がある。 ○人口増加に伴い公園ニーズは多様化しているが、本区の公園は小規模なものが多いため、1つの公園で複数のニーズに対応することは困難であり、対応を検討する必要がある。 ○老朽化した公衆便所の改築に合わせて、災害時対応型公衆便所を整備するとともに、災害時の使用方法を広く区民に周知していく必要がある。 ○公園や公衆便所のバリアフリー化を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催により、来街者の増加が見込まれることから、公園や公衆便所利用のマナー向上に向けた分かりやすい案内表示が必要である。 ○公衆便所の大便器については、高齢者や障害者、外国人観光客等、誰もが快適に利用できるよう、和式便器の洋式化を推進していく必要がある。

4 今後の方向性

○人口の増加に伴い公園需要が増加する中、区民等の憩いや遊び、運動の場の充実を図るため、大規模開発や公共用地の活用等により公園等の新設や拡張に努めるほか、地域住民の意見を反映した公園等の整備を進めていく。

○多様化する公園ニーズに対応するため、他自治体の事例を参考にしながら、小規模な複数の公園で機能を分担・特化することについて検討を進めていく。

○災害時対応型公衆便所については、今後も老朽化した公衆便所の改築に合わせて計画的に進めていく。整備にあたってはハイブリッド型便器を採用し、災害時においてもより利用しやすい施設とする。また、災害時対応型公衆便所の使用マニュアルを用いて説明会を開催するなど、使用方法の周知を図っていく。

○公園や公衆便所の改修、改築の機会を捉えバリアフリー化を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、公園や公衆便所の利用方法・マナーを来街者をはじめ誰もが理解できるよう、多言語表示やピクトグラム等を使用した案内表示を設置することで快適に利用できる環境を整備していく。

○公衆便所の改修、改築により清潔感を備えた洋式便器の整備を計画的に進め、高齢者や障害者、外国人観光客等にとっての利便性や快適性の向上を図っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	水と緑のネットワークの形成	施策No	28	部課名	環境土木部水とみどりの課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	公園・緑地・水辺
目的	○街路樹の整備などにより、都心にふさわしい風格あるまちの形成や、ヒートアイランド現象の緩和が図られるとともに、昆虫や野鳥などの生き物が生息する自然環境が創出されている。 ○高齢者を含めた多くの区民等が、安全・安心・快適に散策できる緑道等が整備され、憩いや交流の場となっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	街路樹の整備	継続	整備本数 403本	道路改修等に併せて4路線に61本(ヤマボウシ32本、ハナミズキ27本、ソヨゴ2本)の新規植栽を行い、緑豊かな歩行空間を整備した。
	緑道の整備	継続	・緑道の新設 250m ・緑道の改修 1,020m	月島川みどりの散歩道において、出入り口にスロープデッキを設置し、バリアフリー化を図るなど誰もが利用しやすい改修(226.4m)を行った。
	街角広場の整備	継続	・整備箇所 5カ所	海運橋南東緑地帯(49.6㎡)で地域の特性に合った植栽や景石、スツールを配した広場整備を行い、人々が憩い、緑にふれあうことができる場の拡大を図った。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	街路樹の整備(再開発)		再開発事業における地域貢献として、事業者が3路線に37本(シラカシ35本、カツラ1本、タブノキ1本)の新規植栽を行い、緑豊かな歩行空間を整備した。	
	水辺の緑化整備		月島川みどりの散歩道の改修および勝どき六丁目広場の整備において、それぞれ108.0m、12.0mの護岸緑化を行い、親水性のある水辺づくりを推進した。	
	街角広場の整備(開発事業者)		隣接するマンション開発における地域貢献として、事業者が中洲橋北東緑地帯(44.3㎡)でシンボルツリー(オオシマザクラ)の植栽やベンチを配した広場整備を行い、人々が憩い、緑にふれあうことができる場の拡大を図った。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	公園・緑地・水辺の整備満足度	中央区政世論調査における満足度	37.7%	32.1%	29.1%	31.3%	39.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○日本橋川、亀島川における水辺の護岸緑化整備状況は、計画延長に対しそれぞれ768.0m(83.7%)、1,234.2m(86.7%)で進捗はなかったが、月島川における緑道の改修および勝どき六丁目広場の整備においてそれぞれ108.0m、12.0m護岸緑化を行った。 ○街角広場の整備状況は、20カ所となった。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○街路樹の整備については、道路改修や再開発に併せて、7路線98本の新規植栽を行うとともに、中木11本、低木1,184株や植樹フェンス665.5mを整備し、緑の多層化・連続化を図った。また、樹種については、地域要望を取り入れ、特徴ある樹木を植栽し、緑のネットワークの拡充を図った。 ○日本橋川、亀島川における護岸緑化の整備率はそれぞれ80%を超え、現状で緑化可能な箇所は整備済みとなった。また、月島川における緑道の改修および勝どき六丁目広場の整備においてそれぞれ108.0m、12.0m護岸緑化を行い水辺の緑化が進捗し、水と緑のネットワークが着実に広がった。 ○月島川みどりの散歩道の改修(226.4m)では、老朽化した施設の更新や季節の草花等の植栽を行うとともに、出入りにスロープデッキを設置しバリアフリー化を図った。また、街角広場では海運橋南東緑地帯および中洲橋北東緑地帯に植栽やベンチ等の設置を行った。これらの取組により、誰もが利用しやすい地域に親しまれる憩いの場の充実を図った。
施策の目的達成に向けての課題		○良好な都市景観の形成やヒートアイランド現象等の環境改善を図るため、地域の要望を踏まえながら街路樹等の道路緑化や水辺沿いの公園・緑道の整備、護岸緑化等を、未利用有地等の利活用や再開発等の機会を捉え積極的に推進することにより、水と緑のネットワークの拡充を図る必要がある。 ○公園・児童遊園や緑道、街角広場の改修および新設整備により質的向上と量的拡大を図り、地域に親しまれる憩いや交流の場を創出するとともに、高齢者や障害者を含めた全ての人々が、安全・安心・快適に利用できるようバリアフリー化を進める必要がある。

4 今後の方向性

○街路樹の整備については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、来街者の増加が見込まれる街路を中心に樹冠を拡大し、夏の日差しを遮る緑陰の確保に一層努めていく。また、中・低木の植栽や植樹フェンス等の整備等により緑の多層化・連続化を図り、量的拡大を進めていくとともに、植樹帯の適正な管理により美しい街路景観を演出するよう良好な状態を維持していく。併せて、花の咲く木や実のなる木、新緑や紅葉が美しい木や昆虫・野鳥等の生き物に配慮した特徴ある樹種を地域の要望を踏まえながら植栽することにより、沿道の価値やまちのイメージの向上、生き物の回復等につなげていく。また、河川や運河沿いの通路等を人々が散策路として楽しめる緑道にするため、東京都と緊密に連携し、整備を推進していく。

○公園・児童遊園や緑道、街角広場においては、地域に親しまれる緑に囲まれた憩いや交流の場となるようベンチ・花壇等を設置するとともに、四季折々の草花による見所づくりの充実を図っていくほか、高齢者や障害者に配慮した段差解消等のバリアフリー化を進めるなど、すべての人々が安全・安心・快適に利用できる施設の整備を推進していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	安全・快適な水辺環境の整備・充実	施策No	29	部課名	環境土木部水とみどりの課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	公園・緑地・水辺
目的	隅田川、日本橋川、朝潮運河などの舟運が活性化するとともに、水辺では多くの人々が散策やオープンカフェでの休息を楽しむなど、にぎわいが創出されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	朝潮運河等護岸環境整備	継続	整備延長 1,110m	月島二丁目先において、護岸上部修景の修正設計(延長:約300m)を行うとともに、地元説明会を1回開催した。また、月島四丁目先において、護岸上部修景の基本設計(延長:約230m)を行った。 また、勝どき五丁目先において、再開発事業による地域貢献として護岸上部修景工事(延長:約123m)が行われ、新月島運河沿いに区民等の憩いの場となる遊歩道を整備した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	舟運活性化の促進		東京都は平成28年9月から12月までの間、都心、羽田、臨海部を結ぶ複数の航路での社会実験を行い舟運の活性化を図った。その結果、本区においても、民間事業者による日本橋船着場と朝潮運河船着場を結ぶ定期船の運行が開始され、舟運や水辺の活性化が図られた。	
	不法係留船対策		日本橋川の不法係留船については、区が所有者に対して指導・警告を行った結果、自ら移動したほか、東京都による撤去工事が行われ、日本橋川の適正化が図られた。	
	水辺を利用したイベント開催の促進		中央区観光協会が九州の旅行会社と連携し、まち歩きと舟運、宿泊を組み合わせたツアーを実施し、地方からの誘客を図ったほか、中央エフエムとタイアップし、区内に架かる橋をターゲットとした新たな切り口の舟運ツアーを実施し、本区の魅力を発掘・発信した。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	朝潮運河等護岸環境整備達成率	朝潮運河と新月島運河の耐震護岸上部整備状況	9.7%	13.1%	13.1%	17.1%	49.6%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○朝潮運河船着場の利用回数は7,949回、日本橋船着場の利用回数は7,294回であった。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○朝潮運河等護岸環境整備については、月島二丁目先の護岸上部修景について修正設計(延長:約300m)を実施し、地元説明会を1回開催した。また、勝どき五丁目において、再開発事業による護岸上部修景(延長:約123m)が行われ、親水性のある水辺空間整備が行われた。 ○朝潮運河船着場の利用は、7,949回(前年度比約1.08倍)、日本橋船着場の利用は7,294回(前年度比約0.89倍)となり、年度間を通じて安定的に利用されており、水辺のにぎわいの創出が促進されている。 ○不法係留船対策については、日本橋川の不許可船が指導により自主移動したほか、東京都による撤去工事が行われた結果、日本橋川の適正化が図られた。
施策の目的達成に向けての課題		○東日本大震災以降、大規模地震に対する区民の不安が大きいことから、東京都と連携して朝潮運河や新月島運河等の耐震護岸を早急に整備するとともに、護岸上部を多くの区民等に利用される憩いの場とする必要がある。 ○区内の河川や運河においては船着場の利用等が高まっている中、「水の都中央区」の復活を目指し、水上バスや水上タクシー等、利用者目線での水上交通ネットワークの充実や、水辺でのイベント開催を促進するなど、一層のにぎわいを創出する必要がある。 ○洪水に対する安全性の確保や水辺環境を改善するため、東京都と連携して、不法係留船の適正化を図る必要がある。

4 今後の方向性

○東京都による東京港海岸保全施設整備計画と連携し、朝潮運河や新月島運河等の水辺整備を進めていく。

○舟運の活性化については、東京都が設置した「利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議」等を活用し、周辺区や舟運事業者等の会議メンバーと連携を図りながら、交通ネットワークの充実をはじめ水辺空間のさらなる活用に向けた検討を進めていく。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後、外国人利用者の増加が見込まれるため、案内表示の多言語化を進めていく。さらに、地域や隅田川ルネサンス(隅田川を中心とした水辺空間のさらなるにぎわい創出に向け、東京都と地元区、関係団体等で連携し進めている取組)等と連携し、イベントを開催するなど、水辺の活性化を図っていく。

○不法係留船等については、東京都の条例等に基づき船舶等の移動を促すなど、河川利用の適正化を図り、安全・快適な水辺空間を創出していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	緑化の普及・啓発	施策No	30	部課名	環境土木部水とみどりの課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	公園・緑地・水辺
目的	○道路沿いの緑化や建築物の壁面緑化が進み、緑の豊かさが実感できるまちになっている。 ○区民や事業者の方々が、道路や公園の花壇の管理や清掃を行うとともに、公園では地域住民による管理やイベントが開催されるなど、「緑の輪づくり」が広がっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	公共施設の緑化推進	継続	公共施設の緑化 10カ所	豊海小学校の屋上838.6㎡、壁面150.9㎡および有馬幼稚園の壁面74.0㎡の緑化を行い、緑豊かな親しみのある施設とするとともに、児童の環境学習の場を創出することができた。
	民間施設の緑化推進	継続	助成による緑化面積 4,000㎡	地上部の緑化8件(230㎡)、屋上・壁面の緑化4件(75㎡)、計305㎡の緑化助成を行った。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	ボランティア懇談会の開催		花咲く街角および公園・緑地帯におけるボランティア活動について、作業活動の説明やボランティア会員相互の情報交換を図るため、ボランティア懇談会(参加者56名)を開催した。草花の管理方法の情報提供を行ったほかボランティア会員からの質問や意見等が活発に出され、活動に関する情報共有や技術の向上等に寄与した。	
	緑化活動などに対する表彰		区内の緑化活動等に貢献した区民や団体等の顕著な取組をたたえ、活動のさらなる充実や緑化の普及・啓発を図るため、個人3名および団体3組を表彰した。	
	公園等の自主管理		公園への愛着心をはぐくむとともに地域コミュニティの推進を図るため、黎明橋公園および箱崎公園において清掃や芝生の管理、利用者へのマナー指導等、地域団体による公園等の自主管理活動の支援を行った。また、石川島公園では平成27年度に自主管理活動の試行を行い平成28年度より本格実施となったほか、左衛門橋南東児童遊園では、地域団体と自主管理活動の実施に向けた協議を行い、試行を経て本格実施を開始した。これらの取組により、町会・自治会等地域団体と区との協働による緑の構築に向けて公園の自主的な管理運営の促進を図った。	
	水とみどりのふれあいマップの作成更新		区民や観光客等多くの方々に本区の緑や水辺等の魅力を知ってもらい、区内散策やまち歩きに活用されるよう、区内の緑や水辺の魅力を紹介する「水とみどりのふれあいマップ」を更新し、区役所や出張所等で配布した。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	ボランティア参加者数	緑化ボランティアの年間参加人数	398人	748人	1,008人	1,207人	550人
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○公共施設については、壁面緑化24施設、屋上緑化33施設の整備を行い、都市緑化の先導的な役割を果たしている。 ○民間施設の緑化助成については、地上部や屋上・壁面の緑化整備(12件、305㎡)に対する助成を行い、緑化の促進が図られている。 ○花咲く街角全箇所187カ所のうち、ボランティアによる花壇管理は82カ所、595人で、全体の約44%の箇所にあたる。また、公園19カ所および児童遊園3カ所においてもボランティア612人による花壇管理や清掃作業が行われている。これら緑化ボランティアの合計人数は前年度から199人増加、平成23年度比は約264%増であり、また、ボランティア懇談会においては出席者から技術的な質問や区への要望、意見交換が行われるなど、区民や事業者等による緑化活動への意欲の高まりが感じられた。 ○公園の清掃や芝生の管理、利用者へのマナー指導等、町会・自治会等地域団体による公園の自主管理活動の支援を行い、地域コミュニティの向上や公園への関心の高まり、安全で安心なまちづくり等が推進された。
施策の目的達成に向けての課題		○公共施設の屋上や壁面等の緑化整備を積極的に行うとともに、民間施設については「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」に基づき、緑量の増加に向けた指導や、助成制度の積極的なPRを図る必要がある。 ○ボランティア活動のさらなる普及や充実を図るため、活動に関する情報の共有化、ボランティア相互の交流やネットワークの強化、技術や意欲の向上に向けた支援等を推進する必要がある。 ○公園が地域の中心的施設としてより一層活用されるよう、町会・自治会等地域団体による公園の自主的管理活動を促進する必要がある。

4 今後の方向性

○公共施設の新築や改築時に合わせ、屋上や壁面等の緑化整備を積極的に進めていく。また、学校においては、ビオトープやつる性植物を用いた緑のカーテンを整備するなど、児童の環境学習としての効果も踏まえた緑化の充実を図っていく。 ○花と苗木の即売会や誕生記念植樹等の事業を通じて、都市における緑の効用や壁面・屋上緑化等の具体的な手法を紹介するなど、普及・啓発を図る。また民間施設の開発計画に伴い、緑量の増加に向けた指導を行うとともに、助成制度の積極的なPRを行い活用を促進していく。 ○区民等によるボランティア活動においては、情報交換や交流の場となるボランティア懇談会の開催や、顕著な緑化活動に対する表彰の実施等により、技術的向上の支援や活動環境の充実を図るとともに、ボランティアの中心的役割を担う緑化リーダーの育成を推進していく。 ○公園への愛着心をはぐぐむとともに地域コミュニティの活性化に向けて、町会・自治会等地域団体による公園の自主管理制度等のPRを行うなど活動の促進を図っていく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	「かしこい消費者」の育成	施策No	31	部課名	区民部区民生活課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	消費生活
目的	区内消費者が、複雑化・多様化する消費者問題に関する知識や技能を習得し、これらを活用して能動的に行動できる、自立した「かしこい消費者」となっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	消費生活センターからの情報発信		区内で急増している消費生活相談事例を基に、注意情報をホームページにおいて迅速に公開し、また、全国的な被害・注意情報について啓発資料を町会に配布するなどさまざまな媒体を用いて情報を発信し、被害の未然防止や拡大防止に努めた。また、消費者コーナーにおいても、パンフレットの配布、パネルの展示、雑誌・書籍の閲覧等、かしこい消費者であるための有益な情報を発信した。	
	消費生活講座の開催		消費生活に必要な基礎知識の啓発を図り、より深く考え、学び、発展させる機会をつくるため講座を開催した。これにより、自ら考え、行動する消費者の育成を図ることができた。(3回実施、参加者108人)また、小学生とその保護者を対象にちくわ・かまぼこの手づくり体験等を行う親子消費者講座を開催し、家庭での消費者教育の推進を図った。(参加者18組36人)	
	消費生活出前講座の実施(講師派遣)		高齢者クラブや町会からの依頼を受け、消費生活出前講座を実施した。悪質商法の対応策や終活(エンディングノートの書き方)に関する知識を深めるなど、消費者がより安定した生活を送るための情報を発信した。(10回実施、参加者289人)	
	消費生活展の開催		生活に密着した企業や団体との協賛や健康福祉まつりとの同時開催により、約5,500人の参加者があった。これにより、多くの参加者に快適で安全な暮らしを送るための知識や情報を提供することができた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	消費生活センターホームページ閲覧数	年間アクセス数	11,543件	14,735件	20,928件	16,251件	13,000件
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○区のおしらせ、ちゅうおう消費者だより、消費生活展等で消費生活センターのホームページについて周知を図るとともに、最新情報をトップページの中央部分に掲載し、迅速に発信したことなどにより、目標値を超えるホームページの閲覧数があった。 ○消費者コーナーは、社会的関心の高い消費生活情報に関するパネルを設置し、来訪者の意識を捉えるよう展示を行った。また、配布資料や閲覧図書は、金融や製品等の分野別、高齢者や児童等の対象者別に配架し、わかりやすい情報提供に努めた。 ○消費生活講座および親子消費者講座は、アンケート結果から「内容に満足した」「とても勉強になった」「今後も参加したい」など参加者の9割以上から高い評価を得ている。 ○区民からの申し込みを受けて開催する出前講座の申込数は、平成26年度に5件と低迷したことを受け、周知活動を強化している。 ○食育をテーマとした体験型の親子消費者講座を通じて、親と子の異なる世代を対象に、食品の加工から消費までの過程を体系的に学べるよう消費者教育を実施した。
施策の目的達成に向けての課題		○消費生活センターホームページの訪問者数のさらなる増加を図るため、迅速な被害情報、よくある相談コーナーの充実、消費者の関心が高い消費生活情報等、総合的に消費関連情報を提供する必要がある。 ○出前講座の申込数について、低迷した時期と比較すると増加傾向を保ってはいるものの、平成27年度(14件)と比較すると申込数が減少しているため、さらなる周知活動の強化を要する。 ○消費生活講座は、テーマ、内容によって参加者数が大きく変動するため、アンケートや相談の傾向から消費者のニーズに応じた企画を実施し、参加者の一層の増加に努める。

4 今後の方向性

○消費生活センターホームページについては、アクセス数の多いページを分析し、当該ページへのリンクをランキング形式でトップページに設置するなど、利用者のニーズを踏まえて、見やすい画面構成を工夫していく。また、社会的関心が高まっている消費生活に関する情報や消費者被害情報を積極的かつ総合的に発信する。さらに、消費者コーナーについては、テーマ別のパネル展示や資料に合わせた書架の配置変更を行い、消費者にとってわかりやすく効果的な情報の発信を図る。 ○出前講座については、おとしより相談センターが主催する地域懇談会をはじめとした関連機関の会合にて積極的に周知を行うなど周知活動の強化を図る。 ○消費生活展や消費生活講座については、区内関連企業や消費者団体等の多様な主体と連携し、各団体が有するノウハウをさらに活用した消費者教育を促進することで、自主的かつ実践的に行動できる消費者の育成を図っていく。また、親子消費者講座は、消費生活に密着した魅力あるテーマを設定し、講座を実施することにより、幅広い世代に対する消費者教育を推進していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	消費生活の安定	施策No	32	部課名	区民部区民生活課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	消費生活
目的	○消費者被害に遭いやすい高齢者が、安全で安心な消費生活を送ることができている。 ○計量器の定期検査や、家庭用品品質表示・電気用品立入検査を通じた事業者への指導等により、消費生活の安定が図られている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	消費生活相談の実施		日常生活における商品やサービスおよび消費者被害に関して、消費生活専門相談員による消費生活相談を実施した。これにより、本区への相談件数のうち約4分の1を占める高齢者(60歳以上の者をいう。以下同じ。)をはじめ幅広い年齢層の消費者被害の救済、損害の回復、利益の擁護を図ることができた。	
	ちゅうおう消費者だよりの発行		消費生活に関するさまざまな問題について幅広い情報を提供するため、情報誌「ちゅうおう消費者だより」を町会や区内施設等に配布し、インターネットを閲覧できない高齢者に対しても消費者情報を提供した。(発行:7・10・2月、各10,000部)	
	郵便局広告付き封筒の配布		消費生活センターの広告入り現金納入封筒を作成し、区内郵便局のATMに設置することにより、悪質商法の被害防止および消費生活相談受付窓口の周知を図った。(区内44局、各1,000枚)	
	家庭用品品質表示・電気用品立入検査等の実施		家庭用品品質表示立入検査等を実施した。これにより、品質表示の適正化や粗悪な商品の流通防止に努めることができた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等							
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○消費生活相談件数は、平成23年度をピークに減少傾向がみられ、平成28年度の相談件数は1,614件で前年度と比較して44件減少した。(相談件数の推移:平成23年度1,937件、平成24年度1,867件、平成25年度1,826件、平成26年度1,616件、平成27年度1,658件、平成28年度1,614件) ○平成28年度の相談内容を商品・役務別に分類すると「運輸・通信サービス(主にスマートフォン、パソコン、ウェブサイト、通信回線に関するもの)」が374件で全体の約4分の1を占めており、突出して多い。					

3 施策の評価と課題

	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
施策の達成状況	理由等(評価)	○消費生活相談員の勤務日数を月15日から16日に増加し、相談を受け付ける電話回線を1回線増設することで、相談受け付け体制の強化を図った。 ○消費生活相談件数のうち、一般的に被害金額が大きくなる傾向がある高齢者の消費生活相談件数は前年度と比較して5件減少しており、減少傾向が続いている。(高齢者の相談件数:平成25年度442件、平成26年度417件、平成27年度398件、平成28年度393件) ○運輸・通信サービス関係の相談件数(374件)のうち244件と最も大きな割合を占める不当請求(アダルトサイトのワンクリック請求や架空請求等)について、消費生活センターのホームページや消費生活相談事例集等において被害防止や対処法の啓発を積極的に行っている。 ○高齢者にとって身近な金融機関である郵便局に、消費生活センターの広告と悪質商法に対する注意喚起を掲載した現金納入封筒を設置し、消費者被害の防止に努めた。 ○家庭用品品質表示立入検査等については、月島地域の4店舗17品目を検査した結果、不適正表示や違反店舗がないことを確認した。
施策の目的達成に向けての課題		○高齢者からの相談件数は減少しているものの、消費生活センターの相談窓口を知らない高齢者も多く、潜在的な相談者が存在する可能性がある。そこで、表面に現れにくい被害状況を初期段階で把握し対処することで、高齢者が安心して暮らせる環境を推進していく必要がある。 ○不当請求について、積極的な啓発活動を行っているものの、依然として相談件数が多いため、啓発活動をより強化させる必要がある。 ○インターネットによる通信販売が一般化するなど、消費者の購入形態が変化していく現状を踏まえ、消費者の多様なニーズに合わせた相談に対応する必要がある。

4 今後の方向性

○消費者被害に遭いやすい高齢者について、おとしより相談センターが主催する地域懇談会に平成29年度より参加し、消費者被害に関する情報共有および意見交換を行うなど、他の機関・団体との協力体制を強化し、対応していく。また、高齢者や若者に向けたキャンペーンを東京都や都内市区町村と共同で実施し、被害の未然防止・拡大防止の啓発を図っていく。

○不当請求について、消費生活センターホームページ内の視認性の高い箇所へ情報を掲載する、また、消費者だよりにて特集記事を掲載するなどして、啓発活動の強化を図る。

○消費生活相談については、次々と現れる新たな手口に適切に対処するため、国民生活センター等の研修およびミーティングの強化を行い、相談員の実務能力および処理能力の向上を図る。また、国、東京都、業界団体等の関係機関との連携強化を行い、迅速な相談案件の解決を図る。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地球にやさしいまちづくりの推進	施策No	33	部課名	環境土木部環境推進課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	環境保全
目的	○区民・事業者などの環境問題に対する意識が高まり、区民・事業者・区との協働による環境活動が実践されている。 ○低炭素型のまちの整備が進み、温室効果ガスの排出量が削減されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	「中央区の森」の森林保全活動	継続	・檜原村数馬地区 12.2ha ・檜原村南郷地区 3.2ha	数馬地区では2.7haのエリアで間伐、6.2haのエリアで下刈を行った。また、南郷地区では0.08haのエリアで125本の植樹を行うなど、中央区の森の保全を実施した。
	中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及	継続	中央エコアクトの普及	家庭用は、参加40世帯、認証が9世帯、事業所用は、申請6社、認証が4社であった。家庭、事業所いずれにおいても省エネルギー・節電対策を促進した。
	自然エネルギーおよび省エネルギー機器等導入費の助成	継続	導入費用の助成	省エネルギー機器等の助成を住宅用は55件(うち共同住宅40件)、事業所用は66件行い、省エネルギー機器等の普及促進を図った。
	区有施設における再生可能エネルギーの導入推進	新規	太陽光発電システム設置施設数 3施設	豊海小学校に太陽光発電システムを設置した。平成25年度からの太陽光発電システム設置施設数は計6施設となり、区有施設への再生可能エネルギーの導入を推進した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	省エネナビの貸し出し		省エネナビを無料で貸し出し(平成28年度6件)、エネルギーの「見える化」による、省エネルギーの取組を促進した。	
	環境情報センターの管理運営		講座・ワークショップやパネル展等を開催し、区民等の環境問題への関心を高めることに寄与した。また、環境活動登録団体数は36団体となり、活動紹介展や環境活動発表会を行うなど、団体間の交流を図った。さらに、企業間のネットワーク構築を目的に「CSR・CSVリレーセミナー」を継続実施した。(参加企業12社)(施設利用者数28,414人)	
	檜原村の自然・文化などの体験と交流促進		「体験ツアー」(春:参加者28人、秋:参加者23人)および「親子自然体験ツアー」(夏:参加者34名)を実施した。また、環境情報センターにおける「檜原村紹介展」および「中央区の森パネル展」の開催、エコまつりにおける檜原村ブースの出店等を通じて、「中央区の森」の普及・啓発や檜原村との交流を図った。	
	間伐材の活用		間伐材を公園・緑道等のベンチ、ノベルティグッズ、豊海小学校図書室の什器等に活用したほか、区内団体と協働して、ペンケースの組み立て体験等、ワークショップを実施した。	
	「中央区施設管理マニュアル」の改訂		平成27年度に作成した「中央区施設管理マニュアル」について、同マニュアルの運用状態を踏まえ、実施メニューを追加するなど改訂作業を行った。(平成29年4月改訂)	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	「中央区の森」における二酸化炭素吸収量	「中央区の森」が1年間に吸収できる二酸化炭素の量	98.0t-CO ₂	140.9t-CO ₂	168.4t-CO ₂	182.7t-CO ₂	218.5t-CO ₂
	大規模事業所の二酸化炭素排出原単位の削減	平成17年度東京都省エネカルテの二酸化炭素排出原単位の平均値に対する削減率	37.0%	46.5%	46.5%	46.5%	40.0%
客観的事実・データに基づいた施策の現状等		「中央区の森」における森林保全活動として、これまで、数馬地区では37.4haのうち間伐作業を31.7ha、南郷地区では4.9haのうち間伐・伐採4.2ha、植樹1.3haを実施した。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○「中央区の森」については、数馬地区および南郷地区における間伐等の森林保全活動を計画的に実施し、二酸化炭素の吸収促進等、地球温暖化対策の取組を推進した。また、体験ツアーや親子自然体験ツアーを実施し、「中央区の森」の周知や意識啓発を図ることができた。さらに、「中央区森の応援団」が実施する区内団体の檜原村ツアーのコーディネートに対する支援を行い、区民が中央区の森を訪れる新たな機会を創出することができた。 ○中央エコアクトについては、平成29年度までの達成目標である参加家庭数600世帯、認証事業所数530社に対して、平成28年度末時点で参加家庭数648世帯(累計)、認証事業所数76社(累計)となり、家庭においては事業の普及を図ることができた。 ○「自然エネルギー機器及び省エネルギー機器等導入費助成」については、LEDランプやエアコンディショナーを中心に助成件数は121件(平成28年度)となり、家庭や事業所の省エネルギー化を促進することができた。 ○区有施設の再生可能エネルギー導入施設は、太陽光発電が21カ所、風力発電は6カ所となり屋上や壁面緑化の取組と併せて、環境にやさしい施設づくりを推進することができた。
施策の目的達成に向けての課題		○「中央区の森」については、区民等の関心を高める情報を発信するなど、引き続き事業の周知に努める必要がある。また、区内事業者・団体等が本事業に参加しやすいように仕組みを工夫し、檜原村における森林保全活動および自然・文化の体験等を通して、檜原村との交流を促進していく必要がある。さらに、平成29年度には現在の協定地域における間伐等が一段落することから、一層の充実を図るため、平成30年度以降の事業計画について検討する必要がある。 ○中央エコアクトについては、普及啓発等を積極的に行い、特に認証事業所のさらなる増加に努める必要がある。 ○「自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成」については、より効果的になるよう、助成内容を適宜見直していく必要がある。 ○区施設については、適正な設備運用や省エネルギー機器および再生可能エネルギーの導入により、エネルギーの削減等を図る必要がある。

4 今後の方向性

○「中央区の森」については、森林保全活動を着実に実施するとともに、体験ツアーの実施や間伐材の利活用、エコまつり等のイベントや環境情報センターでの展示等を通して、地球温暖化対策事業としての「中央区の森」の意義・必要性、森林内の自然環境や檜原村の情報等を広く発信していく。また、NPO法人中央区森の応援団およびNPO法人里山再生塾と連携して、区民や事業者が中央区の森を訪れる仕組み作りを検討していく。さらに、平成30年度以降の森林保全活動については、協定地域の拡大等、事業計画を検討していく。 ○中央エコアクトについては「区のおしらせ中央」やエコまつり等のイベントのほか、(一財)都市整備公社、東京商工会議所等との連携等、さまざまな機会を捉え積極的に普及を図っていく。 ○「自然エネルギー機器及び省エネルギー機器等導入費助成」については機器等の普及状況や価格動向を見据え、省エネルギー等に有効な機器を新たに対象とするなど、助成内容を検討していく。 ○中央区環境マネジメントシステムの取組である「中央区施設管理マニュアル」を全施設において実行するとともに、運用の検証をしながら必要に応じ現場に即したマニュアルに修正しつつ、区施設のエネルギー削減を推進していく。また、「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」や「中央区公共施設等総合管理方針」に基づき、環境配慮行動を積極的に実行するのみならず、増改築や設備更新の機会を捉え、施設の省エネルギー化を積極的に進めていくなど区が率先して温室効果ガスの排出抑制等に取り組み、地球温暖化対策の促進を図っていく。また、まちづくり基本条例等に基づき、開発事業者に高水準の省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入を要請していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	快適で美しいまちづくりの推進	施策No	34	部課名	環境土木部環境推進課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	環境保全
目的	○地域の環境改善や電気自動車などの低公害車の普及が進み、快適で美しいまちが形成されている。 ○地域の美化意識が高まり、区民や事業者が自らの力で快適で美しいまちづくりに取り組んでいる。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	まちのクリーン活動	継続	・クリーンデー参加団体数 20団体増 ・まちかどクリーンデー参加登録数 50件増 ・クリーン活動貢献団体への感謝状贈呈	クリーンデー参加数は前年度より18団体多い287団体、まちかどクリーンデー参加登録数は16団体多い249団体となった。また、リサイクル活動団体3団体、地域クリーン活動団体8団体等へ感謝状を贈呈した。これにより、地域の美化意識の向上を図った。
	地域クリーンパトロール	継続	・街頭パトロールの実施 ・街頭キャンペーンの実施	パトロール員による区内の巡回・指導や外国語表記の立看板の設置・路面シートの貼付等により、歩きたばこやポイ捨ての抑制につながった。また、町会や事業者等と連携して、街頭キャンペーンを実施し、外国語表記の条例啓発用ティッシュペーパーの配布等を行った。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	低公害・低燃費車の普及促進		庁有車における低公害・低燃費車の導入率は92.3%、区内3カ所に設置した電気エコ(急速充電)スタンドの充電回数は、区役所附属駐車場4,364回、浜町公園地下駐車場1,785回、月島駐車場1,262回となり、二酸化炭素排出量の抑制に寄与することができた。	
	民間施設における電気自動車用充電スタンドの設置		まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に対して、電気自動車用充電設備付駐車場の整備を要請した。(開発計画への反映件数1件、反映累計16件)	
	分煙化の推進		歩きたばこを防止するため、まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に対して、喫煙所の設置を要請した。(開発計画への反映件数4件、反映累計24件)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	まちかどクリーンデー参加登録数	地域清掃活動を実施する団体の年間登録数	184団体	222団体	233団体	249団体	240団体
	主要交差点ポイ捨て本数	主要6交差点におけるポイ捨ての合計本数(調査日当たり平均)	63本	58本	31本	103本	50本
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○まちかどクリーンデーの参加登録数は毎年増加し、地域における美化活動が広がっている。 ○主要6交差点の路上吸い殻の本数は、条例施行時の2,733本(平成16年4月)と比較して3.8%まで減少している。 ○増加している外国人来街者にもわかりやすいよう、外国語表記や絵文字を用いたデザインの啓発用看板等への取替えを順次進め、歩きたばこ・ポイ捨て禁止条例のさらなる周知・徹底を図った。 ○歩きたばこやポイ捨て禁止については、条例の普及・啓発に努めているものの、吸い殻入れのある場所や民有地・私道等での喫煙に関する苦情が増加している。 ○歩きたばこ防止対策として、まちづくり基本条例に基づき、民間事業者に対して喫煙所の設置を要請してきた結果、開発計画の反映件数は24件になり、うち7件が設置された。 ○まちづくり基本条例に基づき、民間事業者に対して、電気自動車用充電設備付駐車場の整備を要請した結果、開発計画の反映件数は16件になり、うち4件が整備された。
施策の目的達成に向けての課題		○地域美化活動の促進に向けて、マンション入居者や事業者等に対する積極的な働きかけが必要である。 ○歩きたばこ・ポイ捨て防止については、引き続き、パトロール員による巡回・指導等を通じて、条例の周知・徹底を図る必要がある。また、喫煙場所の確保等、分煙化を推進していく必要がある。 ○電気自動車については、充電設備の不足が普及の阻害要因の1つとなることから、民間事業者による電気自動車用充電スタンド等のインフラ整備を推進する必要がある。

4 今後の方向性

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、地域の方々の環境美化意識の高揚を図るとともに、快適で美しいまちづくりに向けた取組を促進し、来街者に対しても、まちの美化に協力を求めていく。

○環境美化活動については、マンション入居者や事業者による自主的な活動を促進するため、「区のおしらせ中央」やホームページ、環境情報誌等を通じて、周知の強化を図っていく。

○地域クリーンパトロールや町会・自治会および商店街、事業所等の協力を得て街頭キャンペーンを引き続き実施していく。また、まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に対して、喫煙所の設置を要請するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国や都、近隣区等の動向を注視しながら、喫煙者と非喫煙者双方にとって快適な地域環境の実現を図っていく。

○地球温暖化防止および大気汚染防止を図るため、電気自動車等、低公害・低燃費車の普及を促進するとともに、燃料電池自動車については技術開発の動向を注視しつつ普及を促進していく。また、まちづくり基本条例に基づき、開発事業者に対して電気自動車用充電設備付駐車場の整備を要請するなど、インフラ整備の促進も図っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	環境に対する意識啓発と発生抑制の促進	施策No	35	部課名	環境土木部環境推進課・中央清掃事務所
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	循環型社会
目的	区民の環境に対する意識やリサイクルに対する理解が深まり、ごみを可能な限り発生させないことを基本とした生活習慣が定着している。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	環境学習の推進	継続	・幼稚園 30回 ・小学校等 30回	職員による環境学習を幼稚園で8回、小学校で2回、保育園で5回実施し、子どものごみ減量・リサイクル意識を高めた。また、継続してリサイクル活動を行った幼稚園に対し、感謝状を贈呈した。(1件)
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	リサイクル情報の発信		清掃・リサイクル冊子の小学校への配布、環境情報誌の発行(年2回)を行った。また、親子環境・リサイクル施設見学会(参加者20人)や環境・リサイクル施設見学会(参加者15人)、清掃リサイクル講演会(参加者72人)および環境講演会(参加者80人)を開催した。これらの普及啓発事業により、区民のごみやリサイクルに対する意識の向上を図ることができた。	
	区施設のごみ発生抑制およびリサイクルの徹底		環境マネジメントシステムを活用して一般職員研修2回、地球温暖化対策推進員および管理職研修3回、環境監査員研修を2回実施し、ごみの発生抑制およびリサイクルの徹底を図った。	
	地域住民・団体等の活動支援		中央区環境保全ネットワーク主催による中央小学校での「子どもとためす環境まつり」の開催や地域団体が主催する月島第二児童公園およびあかつき公園でのフリーマーケットの支援等を行い、区民や事業者との連携によるイベントづくりを進めるとともに、リサイクル事業の普及・啓発を図った。また、リサイクルハウスかざぐるまでは、地域のリサイクル活動拠点として、リサイクル教室、不用品販売、不用品交換情報の提供等を行い、資源再使用等の促進を図った。	
	エコまつり・フリーマーケットの開催		区民・事業者・区の三者により、環境問題全般について、楽しみながら学べる参加型のイベントである「エコまつり」(来場者数約2,200人)と同時にフリーマーケット(出店数45店舗)を開催し、環境意識の普及・啓発および資源再使用の促進を図った。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	中央区のごみ量	家庭ごみと事業系ごみの1年間当たりの総量	110,092t	108,053t	107,426t	107,773t	93,293t
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	ごみの総量は長期的には減少傾向にあり、1人1日当たりの排出量も減少している。 ○家庭ごみの1人1日あたりの排出量 平成27年度 326g ⇒ 平成28年度 312g					

※指標にある「中央区のごみ量」は、年度途中に確定する事業系ごみを含むため、各年度とも前年度値を記載。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○平成28年度の「中央区のごみ量」のうち、区が収集したごみ量は35,143t(前年度35,175t)、また、行政回収および集団回収による資源回収量は11,931t(前年度11,608t)となり、資源化率は、25.3%(前年度24.8%)になった。 ○環境学習や啓発冊子の配布、環境・リサイクル施設見学会や清掃リサイクル講演会等の情報発信を通じて、区民の環境に対する意識が高まり、人口が増加する中でもごみの発生抑制が図られた。 ○エコまつりや「子どもとためす環境まつり」等のイベントのほか、環境活動登録団体による環境情報センターでの活動発表会等を通じて、団体や事業者との環境活動の輪を広げるとともに、来場者に対して、環境問題全般の普及・啓発を図った。 ○平成28年度における区施設のごみ廃棄量は552.5t、リサイクル率は33.7%であった。平成27年度に対して、ごみ廃棄量は3.8%増、リサイクル率は1.3ポイント減となった。これは施設利用者の増加によるものと考えられる。
施策の目的達成に向けての課題		○子どものころから、ごみの発生抑制とリサイクルに対する意識を高め、環境にやさしい生活等が身につくよう、環境学習を各年齢層に対し効果的な学習内容として実施していく必要がある。 ○エコまつりや環境・リサイクル施設見学会、講演会等に、多くの区民等が興味をひかれるよう、内容の充実等を図っていく必要がある。 ○フリーマーケットについては、区民等が環境意識を高め、主体的に開催することがごみの発生抑制を促進する大きな力となることから、地域による自主開催に向けた取組を進めていく必要がある。 ○区施設においては、環境マネジメントシステムの取組を通じて、全庁的にごみの発生抑制およびリサイクルを一層徹底していく必要がある。

4 今後の方向性

○環境学習については、実施成果や教育機関等の要望等も踏まえ、年齢に応じた体系的なプログラムとして充実させるとともに、日常生活の中でごみの減量とリサイクルの実践につながる体験学習として提供していく。また、環境学習後にリサイクル活動を行った学校に対し、感謝状の贈呈を行うことにより、リサイクル活動の継続した取組を促進していく。

○エコまつりや環境・リサイクル施設見学会、環境講演会等については、多くの区民等が参加するよう、周知方法の工夫や魅力ある企画づくりに努めるとともに、区民・事業者等との連携の強化を図っていく。

○フリーマーケットについては、町会や環境活動団体等への働きかけを行い、地域による自主開催を促進していく。

○区職員や施設利用者のごみの減量やリサイクル意識を高めるとともに、用紙類の分別等を徹底することで再資源化を推進し、環境負荷の低減を図っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	多様なリサイクルシステムの推進	施策No	36	部課名	環境土木部中央清掃事務所
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	循環型社会
目的	資源回収品目の拡大が図られるとともに、区民が参加しやすいリサイクルルートが確立され、リサイクルへの主体的な取組が行われている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	資源回収品目の拡大	継続	小型電子機器等資源回収品目の拡大	学校等18カ所で毎週土曜日に行っている拠点回収において、これまで回収していた家庭から排出される水銀使用製品の蛍光管・乾電池に加え、平成28年4月から、水銀式の体温計・血圧計・温度計の回収を開始した。(追加品目回収量:26.8kg)
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	清掃・リサイクル推進協議会の運営		平成28年9月に協議会を開催し、平成23年3月に策定した「中央区一般廃棄物処理基本計画」最終年の状況のほか、収集曜日の変更や水銀使用製品の拠点回収の開始等について報告をし、学識経験者、区民、事業者等多様な視点から活発な意見交換を行った。	
	公園等剪定枝葉のチップ化		公園・児童遊園の剪定枝葉をチップ化し、65㎡を土壌改良材として活用した。また、街路樹の剪定枝葉を堆肥化し、42.8㎡を土壌改良材として活用するとともに、草花植え付けボランティアへの配布や花と苗木の即売会で区民に配布するなど、資源の有効利用を図った。	
	建築資材・道路舗装材の再利用の促進		道路舗装工事においては、低騒音舗装や透水性舗装等の一部舗装材を除き、アスファルト混合物や砕石等の舗装材に再生品を100%使用することで資源を有効に活用している。	
	生ごみの再利用		小中学校や本庁舎から排出される生ごみを堆肥化し、この堆肥により生産された農作物を学校給食に使用した。(生ごみ処理量172,503kg、農作物購入量1,999kg)また、エコまつりにおいて、生ごみ堆肥による農作物を販売し、資源の有効利用を身近に感じる機会を提供することができた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	行政回収および集団回収による資源化率	行政回収および集団回収の量が「ごみ」と「資源」の合計に占める割合	22.4%	24.6%	24.8%	25.3%	29.4%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○資源回収量 平成27年度 11,608t ⇒ 平成28年度 11,931t ○集団回収登録団体数 平成27年度 252団体 ⇒ 平成28年度 289団体					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○資源回収量については、行政回収7,248t(前年度6,963t)、集団回収4,683t(前年度4,645t)となり、回収の総量が増加し、区民の資源化の取組が進んでいる。 ○区民の主体的な取組である集団回収を行う登録団体数が37団体増加し289団体となるなど、区民の環境意識の高まりとともに、ごみの発生抑制と資源の有効活用が順調に図られている。 ○毎週土曜日に学校等18カ所で行っている拠点回収において、これまで回収していた家庭から排出される水銀使用製品の蛍光灯・乾電池に加え、平成28年4月から水銀式の体温計、血圧計、温度計の回収を開始した。 ○公園等の剪定枝葉については、土壌改良材として公園に利用するとともに、区民に配布を行うなど活用が図られている。また、道路整備においても可能な限り舗装材に再生品を採用するなど積極的な取組を行っている。
施策の目的達成に向けての課題		○地球的規模の水銀汚染の防止を目的とした「水銀に関する水俣条約」の採択に伴い、水銀の適正処理と資源化を図る必要がある。 ○道路整備においては舗装材の再生品使用にとどまらず、技術開発により製品化が予想されるブロック等、コンクリート製品の再生品等についても利用を検討していく必要がある。 ○事業者における生ごみの処理については、高い再利用コスト等によりリサイクル率が低く、燃やすごみとして排出されることが多いことから、事業者が自ら生ごみの発生抑制と資源化に取り組めるよう指導していく必要がある。

4 今後の方向性

○東京都では「廃棄物等の埋立処分計画(平成29年2月)」において、平成31年度末までに中央防波堤新海面埋立処分場への水銀使用製品の埋立を終了することを決定したため、本区では不燃ごみとして出され、埋立処理されるケースのある割れた蛍光灯や事業所から排出される蛍光灯の回収方法等について検討していく。 ○道路整備においては、引き続き再利用舗装材を使用するとともに、コンクリート製品の再生品等についても国や東京都の動向を注視し、使用実績やコスト面を踏まえながら導入を図っていく。 ○事業所が排出する生ごみについては、立入検査において、食品ロスの削減、水切りや乾燥による減量を指導するとともに、再生利用事業者を利用した資源化ルートの活用を推奨するなど、生ごみの発生抑制、減量、資源化等を図っていく。また、区施設の生ごみを再生した肥料により生産された農作物について、イベント等でPRを進め、食育と環境を一体化した意識啓発を推進していく。 ○東京都と連携し、新たな資源回収品目が追加となった場合は即時対応していく。また、区独自の資源回収品目についても検討していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域特性に応じた清掃・リサイクル事業の推進	施策No	37	部課名	環境土木部中央清掃事務所
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	循環型社会
目的	環境負荷の低減が図られ、廃棄物が安全かつ適正に処理されるとともに、ふれあい収集など地域密着型の清掃事業が行われている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	ごみのふれあい収集	継続	ふれあい収集登録者 20人増	平成28年度は29人の新規登録があり、登録者数は82人となった。安否確認を兼ねたきめ細かな訪問収集により、高齢者や障害者が安心してごみを排出することができる、やさしい環境づくりを推進した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	事業所への立入検査の強化		大規模事業所(延床面積3,000㎡以上)314事業所、小規模事業所(延床面積1,000㎡以上3,000㎡未満)76事業所に対して立入検査を行い、事業所ごみの適正な処理を促進した。また、小規模事業所については、新規事業所や既に存在しない事業所の調査を重点的に実施しデータの整理を行った。	
	家庭ごみの減量化の推進		清掃・リサイクルハンドブックや環境情報誌等に、家庭系ごみの約40%を占める生ごみについて、「一日一回20mlしぼると年間約580t減る」ことや、集積所で収集しているプラスチック製容器包装やペットボトルの正しい分別方法等の具体的な家庭ごみ減量化の取組を呼びかけ、ごみの減量と資源のリサイクルを促進した。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	事業者に対する適正排出指導	小規模事業所への年間立入検査数	167件	204件	176件	76件	245件
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○大規模事業所から排出されるごみ量 平成26年度 92,501t (971事業所) ⇒ 平成27年度 94,865t (962事業所) ○小規模事業所から排出されるごみ量 平成26年度 14,580.1t (849事業所) ⇒ 平成27年度 14,245.1t (869事業所)					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○ごみのふれあい収集については、29人の新規登録があり、登録者数は前年度から増加し82人となった。ごみの排出が困難な高齢者や障害者世帯に対する安否確認を兼ねたきめ細かなごみ収集により、地域で安心して暮らせるやさしい環境づくりを推進した。 ○大規模事業所については、3年毎の立入検査を行うとともに、小規模事業所については、「再利用実績表」未提出の事業所に対して督促や実態調査を行い、廃棄物の発生抑制や分別の徹底等の排出指導に取り組んだ。 ○家庭ごみについては、環境情報誌や区ホームページ等を通じて、3Rの取組とともに、生ごみの水切りや資源化可能な紙類の分別等の普及啓発に力を入れ減量化を推進した。こうした取組により、平成28年度の区収集ごみ量は35,143tとなり、人口増にもかかわらず前年度と比べ32t(約0.1%)減少し、1人1日当たりの排出量は312gとなり、前年度と比べ14g(約4.3%)減少した。また、区収集の資源回収量は、7,248tとなり前年度と比べ285t(約4.1%)増加した。
施策の目的達成に向けての課題		○ごみのふれあい収集については、高齢者人口の増加等により、利用ニーズの高まりが見込まれることから、制度を広く周知していく必要がある。 ○大規模事業所については、立入検査のさらなる効果を上げるため、指導方法の工夫が必要である。小規模事業所については、登録物件のうち約7割から「再利用実績表」が提出されているものの、未提出の事業所もあるため、督促や実態調査の強化を行い、適切な指導につなげていく必要がある。 ○人口が増加する中、さらなる家庭ごみの減量化と資源の増量を図るため、効果的な普及啓発が必要である。

4 今後の方向性

○ごみの排出が困難な高齢者や障害者世帯に対し、ふれあい収集の情報が確実に届くよう、区の広報紙への掲載をはじめ、福祉事業と連携を図るなどさまざまな機会を捉え周知を行い、登録者の拡大を図っていく。 ○自己処理責任の徹底による事業系ごみの適正処理を促進するため、事業所が提出する「再利用計画書」等に基づく排出状況の分析を行うとともに、未提出の事業所への督促や新規および建替え事業所の実態把握により「再利用実績表」の提出率を上げ、オフィスや飲食店等の各事業者に応じた指導・助言の強化を図っていく。 ○暮らしの中で身近に取り組める3Rや生ごみ・紙ごみの発生抑制の工夫等、家庭ごみの減量化に向けて、引き続き普及・啓発を推進していく。特に「中央区ごみ排出実態調査報告書(平成27年3月)」では、燃やすごみに含まれる資源物27.9%のうち紙類が14.4%を占めることが明らかとなっていることから、雑紙等の資源の分別について、普及・啓発を図っていく。 ○平成27年度に策定した「中央区一般廃棄物処理基本計画2016」の基本理念・基本方針に基づき、平成37年度の目標として家庭ごみは1人1日当たり平成26年度比で約19.2%削減、事業系ごみについては「事業用大規模建築物」の可燃ごみ排出量を従業員1人1日当たり平成26年度比で約3.9%削減するため、環境負荷の低減や資源の循環的な利用を推進していく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	安全・安心でスムーズなみちづくり	施策No	38	部課名	環境土木部道路課 環境土木部環境政策課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	道路・交通
目的	歩道のバリアフリー化などの道路整備や、駐輪場整備、放置自転車対策等により、高齢者や障害のある方のみならず、誰もが安全・安心に移動できる道路環境が形成されている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	人にやさしい歩行環境の整備	継続	- 歩道拡幅 1,395m - 歩道新設 210m - 歩道のセミフラット化 2,950m	歩道拡幅、歩道のセミフラット化により安全で安心・快適な歩行環境の整備を推進した。 - 歩道拡幅:3路線・465m(入船2-10～湊1-3:180m、築地2-13～築地2-14:95m、茅場町1-8～茅場町2-10:190m) - 歩道のセミフラット化:2路線・275m(入船2-10～湊1-3:180m、築地2-13～築地2-14:95m)
	放置自転車防止活動	継続	- 調査、検討、計画策定、公共による駐輪場整備 - 民間による公共駐輪場整備 1カ所 - 保管場所の整備 2カ所 - 放置禁止区域指定 1カ所	平成28年6月から東京駅周辺の一部(八重洲通りから南)を放置禁止区域に指定し、同区域の放置台数の減少を図るとともに、八重洲通り北側を放置禁止区域に指定するため、駐輪場整備(3カ所・200台程度)に向けて、関係機関等との調整を行った。また、新月陸橋耐震補強工事の終了に伴い、同年10月に月島駅前第一駐輪場を再開するとともに、同駐輪場でも一時利用(50台)を開始し、一時利用の充実(計528台)を図った。 放置自転車については、注意札(45,372台)・警告札(2,964台)の貼付および撤去(5,320台)を実施し、うち区内9カ所の放置禁止区域では即日撤去(2,283台)を行い、放置自転車の減少を図った。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	電線共同溝整備等に伴う歩道拡幅および歩道のセミフラット化		電線共同溝整備等に伴い、歩道拡幅および歩道のセミフラット化を図った。 - 電線共同溝整備に伴う歩道セミフラット化 190m(築地6-16～築地7-18) - 道路改修による歩道の拡幅およびセミフラット化 95m(勝どき5-5)	
	再開発事業による歩道拡幅および歩道のセミフラット化		京橋二丁目西地区再開発事業により歩道のセミフラット化が図られた。 - 歩道のセミフラット化 120m(八重洲2-7～京橋2-2) 勝どき五丁目地区再開発事業により歩道拡幅および歩道のセミフラット化が図られた。 - 歩道拡幅および歩道のセミフラット化 110m(勝どき5-10～勝どき5-3) - 歩道のセミフラット化 100m(勝どき5-5～勝どき5-3) 銀座六丁目10地区再開発事業により歩道のセミフラット化が図られた。 - 歩道のセミフラット化 115m(銀座6-10～銀座6-12)	
	コミュニティサイクルの導入に向けた取組		サイクルポートは9カ所増設し37カ所に、自転車は200台増やし400台とすることにより、利用者の利便性の向上を図った。会員登録数は、平成28年2月の千代田区、中央区、港区および江東区による広域相互利用の開始を契機に増加を続け、平成28年度末には11,114人に、年間利用回数も266,836回となった。 さらに、平成28年10月に新宿区が、平成29年1月に文京区が参加し、現在、6区において広域相互利用を実施している。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	バリアフリーの基準を満たす歩道の設置率	歩道がある道路のうち幅員が2.0m以上の歩道の割合	81.6%	82.9%	83.2%	84.1%	83.7%
	交差点部における歩道のバリアフリー化率	歩道が平坦化されている箇所の割合	56.9%	58.1%	58.5%	59.3%	59.4%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	駅周辺の放置自転車台数は平成22年度4,469台、平成23年度3,838台、平成24年度3,792台、平成25年度3,591台、平成26年度2,933台、平成27年度1,596台、平成28年度1,627台と概ね減少傾向にある。					

3 施策の評価と課題

	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
施策の達成状況	理由等(評価)	○歩道がある道路のうち有効幅員が2.0m以上の整備延長は前年度から670m増加し、9,097mとなった。また、歩道のセミフラット化の整備延長は前年度から980m増加し、11,887mとなるなど、バリアフリー化が推進され、安全・安心・快適な歩行環境の整備を進めることができた。 ○東京駅周辺の歩道上に整備を進めている民設民営の一時利用駐輪場については、9カ所361台を整備し、一部地域(八重洲通り南側)を放置禁止区域に指定するとともに、八重洲通り北側を放置禁止区域に指定するため、駐輪場整備(3カ所・200台程度)に向けた関係機関等との調整を行うことができた。 ○放置自転車防止活動については、これまでの注意札・警告札の貼付および撤去に加え、平成27年度から開始した自転車撤去・保管手数料の徴収や区立駐輪場の一時利用開始、放置禁止区域の追加等により、放置自転車対策の推進を図ることができた。 ○コミュニティサイクルについては、区と運営事業者との連携のもとサイクルポートの増設に努めた結果、平成28年度末には37カ所となり、開始当初の2倍を超えるとともに、会員登録数(11,114人)および利用回数(年間266,836回)の増加を踏まえ、自転車を200台増やし400台とすることで、利用者の利便性向上を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国や東京都と連携しながら、歩道拡幅や歩道のセミフラット化を計画的・効果的に実施し、歩道のバリアフリー化をより一層推進する必要がある。また、再開発事業等においても、民間事業者の協力を得て、歩道のバリアフリー化をより一層図っていく必要がある。 ○放置自転車については年々減少傾向にあるものの、引き続き、東京駅や銀座地区等の駅周辺における放置自転車の解消に向けた取組をより一層推進する必要がある。 ○撤去自転車の保管場所については、現在使用中の八丁堀臨時保管場所が今後工事により利用できなくなるため、代替地を確保する必要がある。 ○コミュニティサイクルについては、利用の拡大に向け、1つのIDで複数台の自転車を貸し出すシステムや再配置の強化による自転車不足の解消等、利便性の高い仕組みを構築するとともに、本格実施に向けた東京都、他区との調整を実施する必要がある。

4 今後の方向性

○道路空間のバリアフリー化については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れ、区内の観光施設や競技会場周辺、歩行者通行量や公共性の高い施設の周辺を重点的に整備するなど、計画的に推進していく。また、再開発事業等においては、民間事業者にも地域貢献の一環として、人にやさしい歩行環境の整備が行われるよう積極的な誘導を図っていく。

○放置自転車防止対策については、今後も放置自転車が多い地区において東京都や地域の理解を得て、道路上への駐輪場の整備を進めるとともに、地域の放置状況を踏まえ、開発事業者に対しても、駐輪場整備を要請していく。また、駐輪場整備に併せて放置禁止区域の指定を行うとともに、撤去活動を強化するほか、撤去自転車の保管場所の確保策を検討するなど、総合的な自転車施策を推進することで、放置自転車の解消を図っていく。

○コミュニティサイクルについては、サイクルポートの増設や地域内でのバランスの取れた配置および自転車の集中・偏りの緩和等に向け、運営事業者等と運営体制の検討を進めていく。併せて、東京都および5区(千代田区、港区、新宿区、文京区、江東区)と連携し、恒常的な相互利用の実現を目指していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	環境に配慮した美しいみちづくり	施策No	39	部課名	環境土木部道路課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	道路・交通
目的	景観に配慮したデザイン性の高い歩道や照明、街路樹など豊かな緑が整備されるとともに、遮熱性舗装や低騒音舗装等、環境に配慮した美しいみちが形成されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	街路環境(シンボルロード)の整備	継続	1路線	—
	にぎわいのある道路の整備	継続	道路整備 5,340㎡	道路整備:3路線・2,382㎡(東日本橋3-11～東日本橋3-12外2路線)
	環境にやさしい道路の整備	継続	・低騒音舗装 25,240㎡ ・低騒音舗装(開発) 1,070㎡ ・遮熱性舗装 25,310㎡ ・車道透水性舗装 5,000㎡	低騒音舗装:1路線・3,691㎡(日本橋本町1-9～日本橋小網町16) 遮熱性舗装:1路線・1,800㎡(八丁堀1-6～八丁堀2-23) 車道透水性舗装:2路線・377㎡(銀座8-15:64㎡、築地2-14～築地2-15:313㎡)
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	道路の維持管理による整備		建築工事等に伴う道路舗装の復旧に伴い、環境に配慮した道路整備を実施した。 ・車道透水性舗装 8路線 706㎡(新川2-29:134㎡、新川2-28:101㎡、新富1-18:56㎡、新富1-12:121㎡、日本橋浜町2-23:131㎡、日本橋中洲7～8:112㎡、日本橋中洲9～10:51㎡)	
	電線共同溝整備に伴う道路復旧(低騒音舗装)		電線共同溝整備に伴う道路復旧として、環境に配慮した道路整備を実施した。(築地6-16～築地7-18:1,325㎡)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	低騒音舗装整備率	低騒音舗装整備路線に係る整備割合	30.1%	38.1%	39.0%	41.7%	47.2%
	遮熱性舗装整備率	遮熱性舗装整備路線に係る整備割合	45.3%	62.7%	63.9%	65.3%	74.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	遮熱性舗装については、従来のアスファルト舗装に比べ夏期の晴天時で最大10℃以上の効果が見られる。また、国土交通省のHPによると、低騒音舗装は自動車の走行速度に応じて変化するものの、騒音を3dB程度低減するとされている。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○にぎわいのある道路については、順次整備を進めており、平成28年度末時点の整備状況は、13路線21,529㎡となり、商店街等の活性化につながっている。 ○環境にやさしい道路の整備については、低騒音舗装、遮熱性舗装、車道透水性舗装とも計画的に整備を行い、交通騒音の軽減等、環境負荷の低減を図った。(平成28年度末時点整備面積:低騒音舗装143,088㎡、遮熱性舗装 59,983㎡、車道透水性舗装 7,855㎡)
施策の目的達成に向けての課題		○街路環境の整備については、地域特性等に配慮した質の高いシンボル空間となるように整備を進める必要がある。 ○にぎわいのある道路の整備については、商業・観光振興の観点から、地域の活性化に資するカラー舗装等の整備を進める必要がある。 ○ヒートアイランド現象等、都市環境の改善を図るため、低騒音舗装、遮熱性舗装および車道透水性舗装等の環境にやさしい道路整備を積極的に推進する必要がある。 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国や東京都と連携しながら、選手や観客の夏の暑さ対策となる遮熱性舗装を推進していく必要がある。

4 今後の方向性

○街路環境の整備については、地域の要望等を踏まえて景観に配慮したデザイン性の高い歩道や照明、街路樹による豊かな緑を創出する整備を行い、本区にふさわしい風格あるまちづくりを推進していく。 ○にぎわいのある道路については、商業のまち中央区にふさわしい活気やにぎわいに満ちた道路空間を創出するため、地域の商店街等と協議や調整を重ねながら整備を進めていく。 ○交通騒音を低減する低騒音舗装やヒートアイランド現象の緩和に資する遮熱性舗装整備等を引き続き実施し、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、再開発等の機会を捉え、周辺道路において環境に配慮した道路の整備を促進する。また、国や東京都の動向を見据えながら、新たな舗装技術に係る性能評価等の情報収集等を行い、積極的に導入を図っていく。 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れ、区内の観光施設や競技会場周辺となる道路において、選手や観客の夏の暑さ対策となる遮熱性舗装整備を計画かつ重点的に推進していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	災害に強いみちづくり	施策No	40	部課名	環境土木部道路課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	道路・交通
目的	電線類等の地中化や橋りょうの予防保全の推進により、災害時の緊急輸送道路や避難ルートの安全性が高まるなど、災害に強い都市基盤が形成されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	電線共同溝の整備	継続	- 電線共同溝の整備 1,570m - 再開発事業等による整備 890m	電線共同溝の整備や調査設計を実施するなど、災害に強い基盤整備や都市景観の向上に寄与することができた。 本体工事:3路線・1200m(日本橋茅場町1-8～2-10、日本橋堀留町2-3～日本橋富沢町9、日本橋富沢町10～日本橋久松町13) 引込・連系管路工事:3路線(日本橋茅場町1-8～2-10、日本橋堀留町2-3～日本橋富沢町9、湊2-9～2-12) 調査設計:2路線(日本橋茅場町3-4～八丁堀1-10、日本橋本町2-6～日本橋堀留町1-9) 支障移設:1路線(日本橋富沢町10～日本橋久松町13)
	橋りょうの長寿命化	新規	- 橋りょうの長寿命化修繕 17橋 - 横断歩道橋の長寿命化修繕 3橋	「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、采女橋、祝橋、湊橋、鎧橋、西河岸橋で長寿命化修繕工事を実施し、橋りょうの予防保全を推進した。
	橋りょうの架替え	継続	橋りょうの架替え 2橋	新島橋については、下部および上部を撤去した。
	橋りょうの新設	継続	歩行者専用橋の整備 1橋	朝潮運河歩行者専用橋については、下部および上部を整備した。また、護岸整備も開始した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	橋りょうの健全度調査		新富橋、新金橋、弾正橋、柳橋、浜前橋、西仲橋、佃小橋、朝潮小橋、さざなみ歩道橋、ふれあい歩道橋、なかよし歩道橋、久松歩道橋の健全度調査を行い、損傷状況の早期かつ的確な把握をすることができた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	無電柱化率	区内の道路延長に対する電線類を地中化している道路延長の割合	42.7%	43.5%	44.2%	44.8%	44.1%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○電線共同溝の整備については、3路線・1200mの本体工事のほか3路線の引込・連系管路工事を行った。また、2路線の調査設計および1路線の支障移設を行い、無電柱化率は毎年順調に数値を上げ、平成28年度末時点で目標値を0.7ポイント上回る44.8%となり、災害に強い都市基盤の整備を着実に推進した。本区の無電柱化率は23区中1位となっている。 ○橋りょうの長寿命化については、采女橋ほか4橋でひびわれ補修等の予防保全を実施した。 ○新富橋ほか11橋について、橋りょうの健全度調査を実施し、損傷箇所の早期かつ的確な把握を行い、橋りょうの安全性確保を推進した。 ○新島橋については、ライフライン等の企業者工事や隣接する工事の影響等により、工程に支障が生じたが、既設橋りょうを撤去した。 ○朝潮運河歩行者専用橋については、下部および上部を整備し、護岸整備も開始した。
施策の目的達成に向けての課題		○電線共同溝については、工事期間が長期にわたり短年度で完了するものではない。しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた風格ある都市景観の創出や防災力の向上のため、整備を推進する必要がある。 ○橋りょうの長寿命化については、区が管理する橋りょうの約7割が建設後50年を経過していることから、定期的な健全度調査等により、損傷状況の早期かつ的確な把握に努めるとともに、予防保全的措置を実施する必要がある。 ○新島橋の架替えについては、周辺工事等との調整を図るとともに、地元住民の理解を得ながら、工程に留意して工事を進める必要がある。 ○朝潮運河歩行者専用橋については、晴海通りの歩行者混雑の早期解消に向け、整備を進める必要がある。

4 今後の方向性

○電線共同溝の整備は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れ、都市景観の向上や防災力の向上が図られるよう、緊急道路障害物除去路線等、必要性の高い路線を優先して、計画的かつ効果的に進めていく。また、選手村の開発事業に合わせた整備や民間主体の再開発事業についても促進していく。 ○橋りょうの長寿命化については、「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全的な修繕や計画的な架替えを進めるとともに、日常点検や健全度調査等の結果を踏まえ、計画を適宜見直すなど、一層のコスト縮減と長寿命化を推進していく。 ○新島橋架替工事については、定期的に開催する工事調整会議等を通じて、周辺工事との調整や情報交換、綿密な工程管理を行うとともに、地域住民や歩行者への配慮を十分に行いながら、安全かつ円滑に進めていく。 ○朝潮運河歩行者専用橋については、平成29年度のしゅん工に向け、地元住民の理解を得ながら工事を進めていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	公共交通の整備促進	施策No	41	部課名	環境土木部環境政策課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	道路・交通
目的	○臨海部と都心部が、定時性や速達性の確保された交通手段で結ばれ、地域間や地区内の回遊性が向上している。 ○鉄道駅のバリアフリー化などにより交通環境が整備され、高齢者や子育て世代を含め、誰もが行きたいところに安全・安心に出かけることができる。 ○電気自動車の普及などにより、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減され、環境負荷が軽減されている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	コミュニティバスの運行による区民活動の活性化	継続	・コミュニティバスの運行 ・サービス改善 ・環境配慮型バス車両の導入検討	エコまつりへの参加やメディアに取り上げられたこと等により、コミュニティバスの周知および利用促進を図ることができた。また、広告付きバス停上屋を1カ所設置したことにより、バス停環境の改善を図ることができた。
	基幹的交通システムの導入	新規	・基幹的交通システム導入に関する調査 ・基幹的交通システムの運行	基幹的交通システムの導入に向けて、東京都をはじめとする関係機関と協議を進め、平成28年6月に東京都および関係区において、BRTを含む臨海部の公共交通施策の推進方策を盛り込んだ「東京都臨海部地域公共交通網形成計画」を策定した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	地下鉄新線の導入に向けた取組		平成28年4月に公表された国の交通政策審議会答申において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトの一つに位置付けられたことから、本路線の早期実現に向けて、平成28年6月7日に区長および区議会議員が国土交通大臣を訪問し、要望書を提出するとともに、同年6月30日に東京都知事宛て同路線の早期実現等に関する要望書を提出した。	
	都営バス路線の拡充・再編整備に向けた取組		都営バスの路線の拡充や利便性の向上を東京都交通局へ働きかけたことにより、平成29年2月に業10系統や東16系統の増便が図られた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	地下鉄駅のバリアフリー化率	区内地下鉄駅のうち、エレベーター・エスカレーター等のバリアフリー施設が地上から乗り場まで整備されている割合	75.0%	82.1%	85.7%	85.7%	89.3%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	江戸バスの乗車人数は、毎年増加している。 平成23年度:470,265人(1日平均1,288人)【一日平均・対前年度伸び率:10%】 平成24年度:481,775人(1日平均1,324人)【一日平均・対前年度伸び率:3%】 平成25年度:484,299人(1日平均1,330人)【一日平均・対前年度伸び率:1%】 平成26年度:513,009人(1日平均1,409人)【一日平均・対前年度伸び率:6%】 平成27年度:538,076人(1日平均1,474人)【一日平均・対前年度伸び率:5%】 平成28年度:550,754人(1日平均1,513人)【一日平均・対前年度伸び率:3%】					

3 施策の評価と課題

	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
施策の達成状況	理由等(評価)	○江戸バスは、区民等の交通手段として定着していることに加え、特色あるバスマップの配布やエコまつり等での利用促進により、乗車人数は毎年増加している。平成28年度はテレビ番組等のメディアで取り上げられる機会があり、より多くの方に周知および利用促進を図ることができた。 ○民間活力を活用した広告付きバス停の仕組みを利用して、区の費用負担なしに1カ所のバス停にベンチと一体となった上屋を設置したことにより、バス停環境の向上に寄与することができた。 ○平成28年6月に東京都および関係区において、BRTを含む臨海部の公共交通施策の具体的な取組や各スケジュール等の推進方策を盛り込んだ「東京都臨海部地域公共交通網形成計画」を策定した。 ○区で検討を進めた都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の整備について、平成28年4月に公表された国の交通政策審議会答申において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトの一つに位置付けられた。
施策の目的達成に向けての課題		○バス停上屋の設置については、引き続き設置場所の調査・選定について、検討する必要がある。 ○江戸バスについては、運行ルートに関する要望が多いことから、環状第2号線の開通や開発動向等を見据えた上で、引き続きルート改善の検討を行う必要がある。 ○BRT事業計画では、2019年(平成31年)に運行開始予定としているものの、環状第2号線開通の動向等を注視する必要がある。また、運行開始までの間の区内交通需要の増加に対応するため、既存バス事業者に路線拡充を要請する必要がある。さらに銀座・東京駅方面への運行を構想路線としていることから、同路線の実現に向け、停留施設の位置やルートを具体的に検討する必要がある。 ○地下鉄計画については、交通政策審議会答申に本区検討路線が位置付けられたが、事業化の実現に向け、国や東京都に働きかけを行っていく必要がある。

4 今後の方向性

○江戸バスについては、今後も特色あるバスマップの作成やイベントでの活用等、積極的な利用促進を図るとともに、バス停環境の改善を図るため、引き続き民間活力を活用したバス停上屋の設置を進めていく。

○江戸バスの運行改善を図るため、利用者や地域の要望を踏まえ、新規ルートの検討を進めるとともに、東京都において検討しているBRTや既存バス等との適切な役割分担や連携を図っていく。また、車両の入れ替え時期に合わせて、環境に配慮したバス車両の導入について調査・検討を進めていく。

○BRT運行開始に向けて、区民にとって使いやすいBRTの実現となるよう、東京都ならびに運行事業予定者と連携し、検討していく。銀座・東京駅方面への延伸については、停留施設の具体的な位置やルートを提案していく。また、運行開始までの間の路線バスの拡充について、路線バス事業者に要請していく。

○地下鉄新線の早期事業化の実現に向け、国、東京都ならびに鉄道事業者に働きかけを行っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域防災体制の充実・強化	施策No	42	部課名	総務部防災課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	防災・危機管理
目的	○地域住民一人ひとりが防災意識を持ち、互いに協力し合う体制が確立され、災害時に迅速に対応できるようになっている。 ○高齢者や障害のある方など、災害時に自分の身を守ることや一人で避難や生活することが難しい災害時要援護者に対する支援策や、適切な医療を受けられる体制が整ってきている。 ○地域防災無線をはじめとする情報の収集・伝達手段がさらに多様化・充実し、区民等が安心して暮らせるようになっている。 ○区民生活および都市機能の復興を円滑に行うため、復興計画策定に向けた取組が進展している。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	防災拠点運営体制の支援	継続	- 防災拠点訓練の年間参加者数 4,000人 - 各防災拠点運営委員会活動マニュアルの更新 21カ所	全防災拠点で委員会主催の防災訓練を実施した。(参加者数2,606人)また、活動マニュアルについては、熊本地震での課題への対応や学校増改築に伴う状況変化を踏まえ、4拠点の見直しを行った。これにより、発災時におけるより実践的な行動計画として強化が図られた。
	(災害時用要援護者対策の充実) ※福祉のまちづくりにおいて別掲		—	
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	防災意識の高揚		防災訓練(総合防災訓練参加者数1,215人、防災拠点運営委員会訓練参加者数2,606人)の実施や、防災講演会(231人)・出前講座(19件)・防災キャラバン(278人)を開催したほか、区民向け防災パンフレット「わが家わがまちの地震防災」を更新し全戸配布するとともに防災対策DVDを貸し出すなど、区民の防災意識の高揚を図った。	
	災害時の情報伝達手段の多様化		全国瞬時警報システムの運用および訓練等を通じて、国との情報伝達の強化を図っている。また、防災行政無線、緊急告知ラジオのほか、ホームページ、安全・安心メール、フェイスブック、ツイッター、エリアメール等、さまざまな情報伝達ツールを活用し、災害時における迅速かつ正確な情報を提供できる体制を整備している。防災行政無線については、平成29年度からのデジタル方式への設備更新に向けて調査を行うとともに、調査結果を基に実施設計書を作成した。	
	速やかな復興に向けた取組の推進		生活再建支援システムの運用については、総合防災訓練において、税務課と建築課で操作訓練を実施するとともに、昨年度に続きシステム操作研修(防災課6人、税務課3人、建築課4人、消防署6人が受講)および災証明書発行訓練を行い、システム内容の理解と操作の習熟を図った。また、災害時における事務の標準化と電子化、相互応援体制の整備を目的に東京都協議会に参加した。	
	地域防災フェアの開催		地域防災フェアを防災拠点21カ所で開催し、防災拠点の認知度向上を図るとともに、家庭での初期消火活動に欠かせない住宅用消火器の無料回収および新しい消火器や家具類転倒防止器具等の割引販売を行った。(来場者6,531人、住宅用消火器販売3,348本、家具類転倒防止器具購入1,201世帯、簡易トイレ購入2,273世帯)	
	医療救護体制および避難所開設体制の構築		災害時の医療救護体制を構築するため、区内医師会がアドバイザーとして各防災拠点運営委員会および訓練に参加するとともに、防災拠点運営委員会連絡会議に出席し、活発な意見交換を行った。また、有事の際に福祉避難所等の開設について協力を得るため、6法人と「災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定」の締結(平成29年4月1日締結)に向け協議を進めた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	家庭内で災害に対する備えを実施している区民の割合※	飲料水・食糧の備蓄など家庭での災害に対する備えをしている区民の割合	水 67.7% 食糧 58.9% 家具類の転倒防止 40.1%	水 63.5% 食糧 57.7% 家具類の転倒防止 35.2%	水 66.4% 食糧 57.0% 家具類の転倒防止 33.5%	水 66.3% 食糧 58.0% 家具類の転倒防止 35.9%	水 70.0% 食糧 70.0% 家具類の転倒防止 60.0%
	防災拠点の認知度※	防災拠点を「知っている」区民の割合	60.2%	59.6%	62.7%	62.8%	70.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○防災拠点訓練の参加者数は、平成27年度が2,798人、平成28年度が2,606人となっている。 ○区ホームページの防災情報へのアクセス数については、平成23年2月の実績と比較すると、東日本大震災直後の平成23年4月は約4倍、その後は約2倍で推移していたが、熊本地震後の現在は、東日本大震災直後を上回る約6倍となっており、防災対策への関心の高さが伺える。					

※指標の数値は次年度実施の区政世論調査結果をそれぞれ活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○学校施設の増改築等に伴い、4拠点の防災拠点活動マニュアルを更新した。 ○各種防災対策パンフレットの配布や、DVDの活用、防災講演会・出前講座の実施等さまざまな事業により、防災意識の高揚と防災対策の普及・啓発に努めている。経年の世論調査の結果をみると、特に家具類の転倒防止対策が目標に対して低くなっているものの、区民意識は高まっている。 ○防災拠点訓練については、役員訓練や住民訓練、避難所開設・運営訓練、資器材操作訓練、普通救命講習といった、各防災拠点のニーズに合った訓練を実施した。 ○防災拠点運営委員会および防災訓練に区内医師会がアドバイザーとして参加することで、防災拠点と区内医師会との連携を図ることができた。 ○地域防災フェアや防災キャラバンの開催を通じて、防災拠点の周知と各家庭での自助の取組を進めることができた。 ○区内全小学校・中学校・幼稚園の児童・生徒・園児および保護者に対し試食用備蓄食料を提供することで、災害に対する備えの必要性と避難所となる防災拠点を周知することができた。
施策の目的達成に向けての課題		○地震時には、家具の転倒による被害が多いことから、家具類転倒防止器具の設置率向上に向けて、より一層の普及・啓発、相談体制の充実、あっせん助成等の充実等、きめ細かな対応が求められている。 ○今後も人口増加が見込まれる中、在住者はもとより転入者に対しても防災拠点の周知と、特に子育て世代の防災訓練への積極的な参加を促していくことが必要である。 ○在宅被災者に対する支援体制の確立に向け、飲料水の給水や支援物資の配給体制の整備が求められている。 ○地域の防災力を一層高めるため、防災区民組織に対する支援を充実する必要がある。 ○災害時において、区民等が必要な情報を速やかに入手できるよう、多様な環境の整備が必要である。

4 今後の方向性

○各家庭での水、食料、トイレ等の備蓄や家具類転倒防止器具の設置を促進するため、各種防災パンフレットの配布、防災対策DVDの貸出し、防災講演会および出前講座の実施を今後も取り組む。平成29年度は、災害時に区民や帰宅困難者を円滑かつ適切に避難所等へ誘導する防災マップアプリを作成し、防災拠点の認知度向上に努めるとともに、アプリを活用した普及・啓発を行い、防災意識の高揚を図っていく。 ○防災訓練に子育て世代や転入者の参加を促すため、NPO法人との協働事業を推進するとともに、参加しやすい訓練を実施していく。 ○マンション居住者等の在宅被災者に対する支援については、各家庭における最低3日分の食料等の備蓄の重要性について普及・啓発を図るとともに、一部の防災拠点で初めて実施した在宅被災者への物資搬送訓練をはじめ、防災拠点での給水訓練を区内全体の防災拠点に広めていく。 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、地域防災力の向上を図るため、防災区民組織に対し、平成27年度から平成29年度にかけて重点的かつ計画的に防災資器材を供与する。 ○市街地再開発事業等において、まちづくり基本条例等に基づく通信インフラの整備を推進する。 ○防災行政無線については、平成29年度から3カ年かけてデジタル方式への設備に更新することにより、さまざまなツールを活用した災害情報等のリアルタイム配信や電話応答サービスの導入等、災害時における情報伝達の多様化に向けた整備を促進する。屋外スピーカーの新規設置により、災害関連情報を適切に伝達する仕組みを更新する。 ○防災証明書の発行が迅速にできるよう、定期的に操作研修を実施する。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域特性を踏まえた防災対策の充実	施策No	43	部課名	総務部防災課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	防災・危機管理
目的	○住民自身による高層住宅防災マニュアルの作成が進み、高層マンションにおける防災体制やコミュニティが形成されている。また、高層マンション居住者と地域住民とが連携して行う防災訓練などにより、相互理解が進んでいる。 ○防災備蓄など必要な取組が促進され、被災後も高層マンション内での生活が継続できるようになっている。 ○東京都、区、事業者それぞれの適切な役割分担に基づく帰宅困難者対策の体制の構築や民間事業者による帰宅困難者支援施設の設置が進み、在勤者や来街者などさまざまな人々の安全が確保できる状況が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	高層住宅防災対策の推進	継続	・マンション防災マニュアルの作成 20棟 ・防災アドバイザーの派遣や講習会の開催 ・高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の実施	高層住宅2棟に対し防災マニュアルの作成支援を行い、平成18年の事業開始から合計24棟となった。また、防災アドバイザーの派遣(16棟30回)やマンション防災講習会(4回開催、延べ参加者78棟117名)を実施し、マンションにおける防災対策を推進した。
	帰宅困難者対策の推進	継続	・帰宅困難者支援施設運営協議会の運営支援 ・支援施設防災訓練 ・地域防災無線の整備	帰宅困難者支援施設運営協議会(以下「協議会」)の総会(1回)、分科会(2回)、訓練ワーキング(1回)、地区委員会(1回)、幹事会(5回)、帰宅困難者の受入訓練(1回)を実施し、帰宅困難者対策の推進を図った。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	中央区防災対策優良マンション認定制度		中央区防災対策優良マンション認定制度において、平成28年度は10棟(合計57棟)のマンションを認定し、防災対策の一層の推進とコミュニティ醸成を図った。また、26棟に対し防災訓練経費を助成するとともに、認定から1年を経過したマンションに対して活動状況の報告を求め、継続的な活動を促した。	
	マンションにおける防災訓練への支援		全世帯の約9割が共同住宅に居住している状況を踏まえ、マンションの防災訓練を支援するため、新たにベランダ避難体験装置の貸し出しを開始した。(12回)ベランダで住戸を隔てている板を模擬的に破壊する体験等、マンション居住者のニーズにあった実践的な防災訓練を実施することができた。	
	東京都帰宅困難者対策フォーラムへの参加		本区および協議会の代表者が出席し、他地域の協議会との活動内容の共有のほか、帰宅困難者対策の課題について意見交換等を実施し、他協議会との交流を深めるとともに防災知識の向上に努めた。	
	帰宅困難者受入訓練への参加		民間ビルで行われた帰宅困難者受入訓練に協議会員が参加し、施設運営等の確認および検証を行った。また、協議会の取組としては、中野区帰宅困難者対策訓練と東京都・渋谷区合同帰宅困難者対策訓練に参加し、他区の帰宅困難者対策についての情報を得ることができた。	
	外国人対策		国際交流のつどいおよび国際交流サロンにおいて、家具の転倒防止対策や備蓄の重要性等の防災対策について普及啓発を行った。また、総合防災訓練では、外国人に対する船舶による輸送訓練および体験訓練を実施することにより外国人の防災力向上に努めた。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	帰宅困難者支援施設の整備状況	再開発事業等による「帰宅困難者一時待機スペース」「防災備蓄倉庫」を整備した施設(累計)	2施設	9施設	13施設	16施設	16施設
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	防災対策優良マンションの認定棟数は、平成27年度末の47棟から平成28年度末は57棟に増加している。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○防災マニュアルの作成や防災訓練を実施する防災対策優良マンションは年々増加しており、本区の地域防災力の向上につながっている。 ○マンション防災講習会では過去最多の78棟117名が参加し、水や火を使用せず、家庭にある缶詰と調味料だけで作る災害食の調理方法や、東日本大震災で被災したマンションの復旧事例を紹介するなど、被災後もマンション内での生活を継続するための体制作りを推進した。 ○防災アドバイザーの派遣を通じて、マンション管理組合等の行う防災対策を支援することにより、住民主体の防災マニュアルの作成や充実した防災訓練の実施につながっているほか、マンション内の防災体制の構築とコミュニティ形成に寄与している。 ○帰宅困難者支援施設の整備については、目標値の16施設に達した。また、区施設を仮想の一時滞在施設として協議会訓練を実施し、施設運営を協議会員全体で体験することにより、帰宅困難者対策に関する理解を深め、協議会員のレベルアップを図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○第44回世論調査では高層住宅の増加に伴い転入者が増加する中、約5割の人が同じフロアの居住者を「ほとんど知らない」という状況である。また、第46回世論調査では、町会・自治会等の地域の防災訓練に参加しているという回答が16%と、平成25年度をピークに三年連続で減少している。災害時には互いに協力し合う「共助」が重要であるため、防災をキーワードとしたコミュニティ形成へのさらなる支援が必要である。 ○帰宅困難者一時滞在施設等を増やすため、既存の商業施設等の確保が必要である。また、地域特性を踏まえた一時滞在施設間での連携、帰宅困難者の誘導方法や情報提供等について、よりの確な対応が必要であり、協議会員の拡充が求められている。

4 今後の方向性

○引き続きあらゆる機会を捉え中央区防災対策優良マンション認定制度の周知を図っていく。また、認定したマンションに対し、防災資器材の支給や防災訓練経費の助成を行うとともに、定期的に活動状況を把握する機会を設け、充実した防災対策を継続的に進めるよう支援していく。 ○マンション防災講習会を地域ごとで開催し、参加マンションの拡大を図るとともに、地域での共助の体制が構築できるよう、近隣マンション同士がより交流できる場としていく。 ○防災アドバイザー派遣や防災マニュアル作成支援、高層住宅向け防災パンフレットと防災対策DVDの貸し出しにより、マンションごとの防災対策の整備、マンションと地域との連携の重要性を引き続き周知していく。また、防災訓練用資器材の貸し出しを活用し、マンションの防災訓練の活性化を図り、マンションが取り組む防災対策を支援していく。 ○子育て世代が参加しやすいマンション向け防災訓練「イザ！カエルキャラバン！」を実施することで、訓練の活性化と防災意識の向上を図るとともに、訓練の企画・運営を居住者が主体となってい、コミュニティ形成と組織作りの契機としていく。 ○大規模開発の機会を捉え一時滞在施設の整備を誘導するほか、既存の商業施設等に協力を得るための働きかけを行っていく。また、災害時に帰宅困難者を円滑に一時滞在施設へ誘導するため、防災マップアプリを活用し、協議会員と連携した実践的な訓練を実施していくほか、これまでの取組や帰宅困難者対策の重要性を広く周知し、協議会員のさらなる拡充を図る。 ○帰宅困難者支援施設運営協議会内に、モデル的に設置した京橋地区委員会の協力体制の強化を図っていく。また、将来的に他地区へ展開させ、中央区全体の協力体制を構築していく。 ○防災マップアプリや翻訳アプリ、日本語、英語、中国語、韓国語に対応した翻訳型拡声器を活用した外国人観光客の誘導訓練、情報提供訓練を実施するとともに、訓練を検証し有効な対策を講じることで外国人対策の充実を図っていく。
--

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	犯罪に強いまちづくりの推進	施策No	44	部課名	総務部危機管理課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	防災・危機管理
目的	○防犯知識の普及啓発や防犯活動への参加により、地域ぐるみの防犯力が向上し、誰もが住んでみたい・住み続けたいと思える安全・安心なまちになっている。 ○武力攻撃事態等において、国や東京都の国民保護措置を踏まえ、区民の生命、身体および財産を保護できる環境が整っている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	共同住宅生活安全(防犯)アドバイザー派遣	継続	共同住宅生活安全(防犯)アドバイザー派遣 75回	アドバイザーの派遣実績は、24件(累計64件)であった。そのうち18件(累計52件)で防犯カメラ等が設置され、地域の防犯意識および防犯力の向上に寄与することができた。
	防犯設備整備費助成	新規	防犯設備整備費助成 75件	助成実績は26件(累計78件)で、そのうち16件(累計21件)は、東京都の補助事業を活用した助成事業で、区単独の助成事業は10件(累計57件)であった。これにより、新たに138台(累計439台)の防犯カメラが区内に整備され、安全で安心なまちづくりに寄与することができた。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	安全・安心メールの配信		地震・気象情報、区内で発生した犯罪情報、消費生活情報、その他緊急な情報を伝達するため、「安全・安心メール」を配信している。平成28年度は防犯情報を65件配信し、主なものは振り込め詐欺が43件、不審者情報が13件であった。平成27年12月から夜間・休日にも迅速に情報発信できる体制を整備し防犯意識の向上に寄与することができた。	
	中央区生活安全協議会の開催		安全で安心なまちづくりを推進するため、学識経験者や地域関係者、警察、消防等で構成する中央区生活安全協議会を2回開催した。協議会では区、警察、消防の活動状況に関する報告のほか、地域における防犯設備の設置状況やその効果等について情報共有と意見交換を行った。	
	生活安全講習会の開催		消費生活センターと連携し、勝どき敬老館において生活安全講習会を開催した。漫才等の話芸も交え、振り込め詐欺の被害が多い高齢者にも分かりやすい方法で防犯情報の普及・啓発を図ることができた。	
	安全・安心ハンドブックの配布		「安全・安心ハンドブック」の内容を更新し全戸配布することにより、犯罪の傾向と対策や区の防犯対策事業を紹介するなど、区民への防犯意識や知識の向上を図った。	
	国民保護対策の推進		国民の保護に関する国の基本指針や東京都国民保護計画の変更を受けて平成28年4月に中央区国民保護計画を変更した。計画の概要版を窓口配布するとともに、区ホームページに情報を掲載し周知を図った。	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	刑法犯発生件数	区内の年間刑法犯発生件数(暦年)	2,884件	2,639件	2,615件	2,570件	2,700件
	防犯対策を行っていない区民の割合※	中央区政世論調査において、防犯のために行っていることとして「特に何もしていない」の回答率	40.5%	41.6%	41.0%	38.0%	35.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	区内の刑法犯発生件数は、侵入窃盗が前年度から増加したものの、全体件数で14年連続で減少しており、23区において4番目に件数が少ない区となっている。一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺については、前年度より8件増加している。なお、平成28年度の安全・安心メールで配信した犯罪情報は65件であり、そのうち振り込め詐欺等に関する情報は、前年度より15件増加し、43件となった。					

※指標の数値は次年度実施の区政世論調査結果をそれぞれ活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○防犯設備整備費助成制度は拡充を行った平成24年度以降、着実に実績を増やしている。平成26年度からは都の補助事業と連携した補助率の高い助成事業を構築したことにより、町会・自治会等に積極的に活用され、地域における防犯カメラの設置台数が増加している。特に、平成28年度には月島地域において防犯設備の整備が進んだ。 ○共同住宅生活安全(防犯)アドバイザー派遣が活用され、効果的な防犯設備の整備が進むとともに、区民の防犯意識の高まりや自主的な防犯活動の活性化につながっている。 ○安全・安心メールで犯罪情報を配信することにより、特殊詐欺等の犯罪被害が多い高齢者とその家族へ注意喚起を図ることができた。 ○客引き行為対策では、地域の防犯団体が実施する防犯パトロールに参加するとともに、区内警察署との意見交換会を行うことにより、関係団体と連携を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○区内において防犯設備の新規設置が促進されるほか、今後経年劣化による機器の入れ替えが見込まれるため、適切な時期に設備が更新されるよう働きかけていく必要がある。 ○区民等へ防犯に対する基本的な知識を広め、さらなる防犯意識の普及・啓発を推進していく必要がある。特に、高齢者を対象とした特殊詐欺については、新たな手口の犯罪が発生し被害が増加していることから、最新の犯罪情報を周知していく必要がある。 ○客引き行為対策については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えつつ、引き続き中央区生活安全協議会で協議を進めるとともに、地域の防犯パトロール等自主的な防犯活動への支援および警察署との連携を図りながら、対策の強化を推進していく必要がある。

4 今後の方向性

○区政世論調査では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、治安・防犯面を懸念する回答が7割を超えていることから、区民が抱く不安を払拭するため、生活安全に関する正確な情報発信と知識の向上を図っていくとともに、防犯体制の強化に向けた取組を検討していく。

○防犯カメラについては、区政世論調査において、区に特に力を入れてほしい施策として「地域の防犯カメラや街路灯の設置の推進」が5割近くと最も高かったことから、区内において設置地域が面的に広がるよう、東京都と連携した助成制度および区単独の助成制度を活用し地域団体の負担軽減を図りながら新規設置を促進していくとともに、既設の設備については、経年劣化に伴う更新が適切に行われるよう支援していく。

○防犯知識の普及・啓発および特殊詐欺等の犯罪を未然に防ぐため、犯罪情報等を配信する「安全・安心メール」の登録を促進していく。

○客引き行為対策については、区・地域団体・警察等で積極的な情報共有および連携を図っていくとともに、対策を推進する地域団体を対象とした補助事業の活用を促し、より実効性のある地域防犯体制の確立に向けて取り組んでいく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	良好なまちづくり	施策No	46	部課名	都市整備部地域整備課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	地域整備
目的	○歴史・文化が息づく風格のある街並みと高度な業務機能等が調和した、複合的な魅力が集積したまちが形成されている。 ○更新時期を迎えた多くの建築物が建替えられ、その地域における防災面等の強化が進んでいる。 ○「築地」が市場の伝統・文化を引き継ぎ、食文化の中心として食のプロをはじめ一般客や観光客にも評価される活気とにぎわいのあるまちに発展している。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	築地市場移転後の活気とにぎわいづくり	継続	区有地を活用した先行営業施設の整備	「築地魚河岸」を平成28年4月1日より、一般財団法人中央区都市整備公社(以下「公社」という。)に施設を貸し付け、公社による管理運営を開始した。 また、開業は、当初平成28年10月15日の開業を予定していたが、築地市場の移転の延期に伴い、「豊洲移転後も築地のにぎわいを守る」という当初のコンセプトに齟齬は生じるものの、11月19日にプレオープンした。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	再開発事業の推進		土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、住民が主体となって地区の再整備を推進する再開発事業に要する費用の一部について国・地方公共団体で助成を行った。(市街地再開発事業に対する助成8地区、まちづくり基本条例に基づく協議申出件数 9件)	
	地域に住み続けるための支援		再開発事業の区域内で生活する賃貸住宅居住者が事業完了後も住み続けられるよう、従前居住者住宅の設置等を行うとともに、再開発事業等による建替事業等の期間中に必要となる一時移転のための仮住宅や仮店舗等を設置し、定住等の促進を図っている。(仮住宅 36戸、従前居住者住宅 303戸、仮店舗 3施設 74区画、倉庫 1施設、駐車場 1施設、集会室 1施設)	
	地区計画および市街地開発事業指導要綱によるまちづくりの推進		良好な地区環境の形成・保持を図るため、地区計画を定め地区施設や建築物の整備、土地利用等の総合的な計画による建築行為、開発行為の規制・誘導を図った。また、住環境の向上や防災・環境対策の充実を図るため、市街地開発事業指導要綱による指導を行い、良好な市街地整備を推進した。(市街地開発事業指導要綱に基づく民間開発の届出件数 103件)	

	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	市街地再開発事業	市街地再開発事業完了地区の累計	9地区	9地区	10地区	10地区	15地区
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	「中央区まちづくり基本条例」に基づく協議を通じて、区民の意見等を踏まえた良好な開発を誘導するとともに、現在施行中の8地区の再開発事業(湊二丁目東地区、京橋二丁目西地区、勝どき五丁目地区、銀座六丁目10地区、月島一丁目西仲通り地区、勝どき東地区、日本橋二丁目地区、日本橋室町三丁目地区)に対しては、適切な指導を行い計画どおりの事業進捗がみられた。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○「中央区まちづくり基本条例」に基づく協議を通じて、区民の意見等を踏まえた良好な開発を誘導するとともに、現在施行中の再開発事業(8地区)に対しては、適切な指導を行い計画どおりの事業進捗がみられた。 ○「築地魚河岸」については、平成28年4月1日から一般財団法人中央区都市整備公社による管理運営が始まった。築地市場の移転延期により、当初予定していた10月15日に開業することができなかったが、プレオープンとして11月19日に開業し、一般客や観光客に親しまれるにぎわいの拠点となった。
施策の目的達成に向けての課題		○まちづくり基本条例に基づく開発事業者との協議において、開発計画に反映する地域貢献については、庁内関係部署と連携し開発区域における地域特性や区民ニーズを把握するとともに、区民との協議の場等において適切な協議、調整を行いまちづくりを進めていく必要がある。 ○「築地魚河岸」については、豊洲新市場への移転が長引くと、一般客向けの店というイメージが定着する恐れがあり、施設の基本理念である食のプロにも支持され、選ばれる魚河岸になることが必要である。また、駐車場・荷下ろし場が不足しているため、隣接する市場内に暫定的に確保する協議を東京都と行う必要がある。

4 今後の方向性

○まちづくり協議会等の場を活用し、地元の意向等を把握するとともに、地域に即した施設を整備するため、庁内における緊密な協議、調整を図っていく。 ○「築地魚河岸」については、「豊洲移転後も築地のにぎわいを守る」という当初のコンセプトが発揮できる施設となるために、食のプロが求める高品質・多品種の食材を適正価格で販売し続けるための支援を行うとともに、一般客や観光客の増加に向け屋上広場でのイベントの実施や店舗情報の発信等の取組を行っていく。また、不足する駐車場や荷下ろし場の都有地の暫定利用に関する具体的な活用方策については、市場移転の動向を注視しながら、東京都および築地魚河岸の入居者や築地場外市場の事業者との協議を適切な時期に再開していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

(NO. 1)

施策名	地域の個性を生かしたまちづくりと美しい都市景観の形成	施策No	47	部課名	都市整備部地域整備課
関連部課名	—			基本計画 (施策分野)	地域整備
目的	○区民がまちづくりに積極的に参加できる環境が整備されている。 ○首都東京の玄関である東京駅前をはじめ、各地区に次世代に継承する美しい都市景観が創出され、世界に誇れるまちになっている。				

2 施策の状況

計画事業の状況	計画事業名		事業計画(平成25～29年度)	平成28年度における事業の実施状況と成果
	名橋「日本橋」上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向けたまちづくり	継続	・仕組みの検討および国等への要請 ・モデル地区のまちづくり検討 ・日本橋再生推進協議会の運営	日本橋再生推進協議会(2回)での協議検討のほか、名橋「日本橋」や日本橋川を軸としたまちづくりの実現に向けた検討を行った。特に日本橋川沿いにおける大規模開発の状況を踏まえ、日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョンに基づき、再開発事業等のまちづくりを千載一遇の好機と捉え、首都高速道路移設撤去に関する協議方針案をとりまとめるとともに、地下化を前提とした新たな道路線形案の技術的な検討に着手した。
上記以外の取組	取組名		平成28年度における事業の実施状況と成果	
	区民のまちづくりへの参画の推進		区と地域住民が地域特性を生かしたまちづくり整備構想や整備計画について協議し、地域の個性を生かした良好なまちづくりを推進している。 ・まちづくり協議会の開催 16回 ・まちづくり基本条例に基づく区と区民の協議 5件	
	地区計画の活用および景観づくりの誘導		ほぼ区全域に地区計画を導入し、建築物の高さ制限や壁面の位置等を揃えることにより、整った街並みや快適な歩行者空間等の形成を推進している。	

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容(説明)	指標の推移				
			23年度 (現状値)	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標値)
指標等	まちづくり協議会の開催回数	まちづくり協議会の年間開催回数	年14回	年7回	年8回	年16回	年18回
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	東京都による「豊洲・晴海開発整備計画」の一部改定(平成28年3月)に伴い、「晴海まちづくりの考え方」について、晴海デザイン協議会との協議に基づき平成28年7月に一部改定した。また、平成28年9月に「月島地区まちづくりガイドライン」および「勝どき・豊海地区まちづくりガイドライン」を策定し、地域の課題や特性を踏まえた秩序あるまちづくりを進めている。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 順調とはいえない
	理由等(評価)	○まちづくり協議会を通じ、地域住民と情報の共有化を図りながら、それぞれの地域課題を踏まえ、地域の特性を生かした良好なまちづくりを推進している。 ○晴海地区のまちづくりについては、「晴海地区将来ビジョン」の実現に向け、「晴海まちづくりの考え方」に基づき、地元との協議を行いながら進めている。また、「晴海まちづくりの考え方」については、晴海デザイン協議会と協議し、改定した。 ○日本橋川の再生を含むまちづくりについては、これまでの地元協議の内容等を踏まえ、首都高速道路の移設撤去や日本橋川河岸街区のオープンスペース化に向けた検討を継続して進めている。特に河岸街区では、検討地区の活動支援を行った結果、川沿いの5地区全てで再開発準備組合が結成され、うち3地区で国家戦略特区都市再生プロジェクトに登録するなど具体的な進捗が見られた。こうした再開発事業等によるまちづくりを千載一遇の好機と捉え、首都高速道路移設撤去に向けた協議方針案の作成を進めるとともに、地下化を前提とした新たな道路線形案の検討に取り組んだ。
施策の目的達成に向けての課題		○まちづくり協議会は、各地区の課題に応じて開催しているが、多様な意見・要望等にきめ細かく対応する必要がある。 ○日本橋川の再生を含むまちづくりについては、日本橋川沿いの5地区の再開発準備組合と適切な連携を図るとともに、具体的なまちづくり方策の検討を進めながら、国や都と連携して首都高速道路の移設撤去に向けた実効性のある事業計画方針を固めていくことが重要である。 ○地域の個性を生かしたまちづくり実現に向けては、地域住民のまちづくりへの参加意識の醸成が必要である。 ○今後の定住人口の増加を見据えたまちづくりに向けて、地区計画の改定が必要である。また、カプセルホテル等小規模な居室が集合する用途の建築物の整備については、地元から懸念が表明され規制に関する要望が出ている。

4 今後の方向性

○まちづくり協議会については、それぞれの地区の抱える課題を踏まえ、必要に応じて分会等を設置するなどきめ細かく対応していく。 ○日本橋川の再生を含むまちづくりについては、国や都をはじめ関係機関と緊密な連携を図りながら、首都高速道路の移設撤去に向けた技術的な検討および事業スキームの方針を固めていくことが重要である。併せて、再開発事業の検討組織と協議調整を行い、円滑な合意形成を図りながらまちづくりを推進していく。 ○地域住民等の積極的なまちづくりへの参画を促すため日本橋再生推進協議会やデザイン協議会等地元主体によるまちづくりへの取組を参考にしながら、必要に応じて地域でのまちづくり活動に対する支援等を行っていく。 ○地区計画の改定については、まちづくり協議会等により地元との意見交換を通じて意向把握を行いながら、住宅中心の容積率の緩和から本区全体の魅力向上に資する容積率への見直しおよび建物の用途規制を中心に検討を進める。
